IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方 ~IP網への移行完了を見据えた接続制度の整備に向けて~ 最終答申(案)に対する意見及びその考え方(案)

意見募集期間:令和3年7月8日(木)~同年8月6日(金)

案件番号:145209770

意見提出者一覧 意見提出者 11件(法人:8件)

(提出順、敬称略)

	()定国顺、秋州市山
受付	意見提出者
1	KDDI株式会社
2	株式会社STNet
3	個人①
4	ソフトバンク株式会社
5	個人②
6	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
7	東日本電信電話株式会社
8	西日本電信電話株式会社
9	株式会社オプテージ
10	楽天モバイル株式会社
11	個人③

・第1章 IP網への移行後に向けた音声接続料の在り方

意見	考え方	修正の 有無
総論		
意見1	考え方1	
● 音声サービスを取り巻く環境が大きく変化していることを踏まえ、サービ		
ス維持に必要なコストが適正に回収できる仕組みとする必要がある。		
● I P-I P接続の開始に伴い全ての事業者が直接接続に移行していくこと		
を踏まえれば、今後、音声サービスを対象とした非対称規制を撤廃する等、		
規制の運用等に係る社会的コストを抑制していくべき。		
〇 ブロードバンドサービスの普及による通信速度の高速化やスマートフォ	〇 現在、無料通話アプリやSNS等によるコミ	
ン・タブレットの普及が進んだ結果、コミュニケーションの手段は、近年、	ュニケーションへの代替が進んでいることも	
音声(電話)サービスからSkype等の通話アプリやSNS等への移行が進展して	あり、固定電話及び携帯電話の音声通信トラヒ	
います。さらに、コロナ禍によるリモートワーク等の拡大により、音声単独	ックは減少傾向にあります。	
での利用からその態様は著しく変化しています。	〇 しかし、固定電話及び携帯電話による電話サ	
〇 また、音声サービスが、IP化による設備コストの低下とデータ通信との設	ービスは、緊急通報や災害時優先通信が利用可	
備共用により、距離に依存しないコスト構造へ移行したことで、マイライン	能であり、幅広い年齢層でなお多数の契約数を	
等の中継サービスによる料金競争の余地はなくなり、一部の事業者は市場か	有する基本的な通信手段として、経済・社会活	
ら撤退するに至っています。直収電話市場でも、音声サービスはデータ通信	動の基盤として重要な役割を果たしています。	
にバンドルされるオプションの一つの位置づけに後退しており、音声サービ	また、加入電話等の固定電話サービスは、国民	無
ス単独での競争は既に成立しなくなっています。	生活に不可欠であるためあまねく日本全国に	711 0
〇 こうした市場環境、競争環境の変化の中、通信会社各社は経営資源を音声	おける提供が確保されるべきサービスとして、	
サービス以外の成長分野へ集中させており、既に音声サービスは衰退期を迎	ユニバーサルサービス(基礎的電気通信役務)	
えている中、今後、音声サービス維持のためにマイグレーション等の投資が	に位置付けられています。	
必要であり、音声サービスの提供における課題は維持のための効率化にシフ	〇 これらの電話サービスが今後も安定的に提	
トしています。	供され、ユーザ利便の維持・向上が図られてい	
〇 以上のとおり、音声サービスを取り巻く環境が大きく変化していることを	くためには、需要に応じた効率的なサービス提	
踏まえ、サービス維持に必要なコストが適正に回収できる仕組みとする必要	供がなされることが必要と考えます。	
があることに加え、今後IP-IP接続の開始に伴いすべての事業者が対称・対	〇 他方、接続協議における圧倒的な優位性等を	
等な2者間の直接接続に移行していくことを踏まえれば、今後は、音声サー	有する事業者については、音声通信トラヒック	

		<i>1</i> /2 = 0
意見	考え方	修正の 有無
ビスを対象とした非対称規制を撤廃する等、規制の運用等に係る社会的コス	の減少やPSTNのIP網への移行が進む中	
トを抑制していくべきと考えます。	でも、接続料の算定に当たって非効率性を排除	
【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】	するための長期増分費用方式(LRIC方式)	
	の適用を含め、非対称規制を維持することが引	
	き続き必要と考えます。	
3. 1. I P網へ移行後の第一種指定電気通信設備制度に基づく音声接続料		
(1) IP網へ移行後のメタルIP電話/ひかり電話の音声接続料		
意見2	考え方2	
● メタルIP電話とひかり電話を同一の接続料とするのは、簡便性の観点か		
ら妥当。		
● メタルIP電話の巻き取りについて、一方的に東日本電信電話株式会社・		
西日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本・西日本」という。)にその役		
割を担わせることは、事業者間の競争を軽視しているのではないかと考え		
る。また、電話サービスのみを利用している利用者に対して光ファイバで電		
話サービスを提供することをNTT東日本・西日本自身が妥当であると考え		
ているのか、という視点が欠けていると感じる。		
○ ひかり電話は一種指定の設備・役務ではないが、NCCの主張通り同一のコ	O IP網への移行後、第一種指定電気通信設備	
ア・POIを通っているため、同一の接続料とするのが管理を簡便にするとい	制度の下で、メタルIP電話及びひかり電話の	
う面から妥当であると考える。	接続料を同一の接続料として算定することに	
しかしひかり電話の接続料を基本として加入電話相当であるメタルIP電	対する賛同の御意見として承ります。	
話の接続料の値下げを迫るものではなく、トラヒック・費用・利益を鑑みて	〇 なお、IP網への移行後のメタルIP電話及	
接続料の値上げも当然考えられるべきである。	びひかり電話の接続料は、能率的な経営の下に	
○ 委員の意見としてはメタルIP電話をどのようにひかり電話に巻き取って	おける適正な原価に適正な利潤を加えたもの	無
いくかを考えるべき、という物があるが、インターネット用の光IP回線は	として、メタルIP電話及びひかり電話の提供	
(卸フレッツではない) NCCのもの、電話サービスについては工事や手続きの	に係る費用を踏まえて算定することが適当と	
手間などを考えてNTTのままとしている消費者も居ることを考え、一方的に	考えます。	
NTTにその役割を担わせるのは事業者間の競争という物を軽視しているので	〇 また、当該接続料については、今後のメタル	
はないかと考える。卸フレッツを利用したNCCのものを利用していても、NCC	回線維持に係るNTT東日本・西日本の対応等	
によってはひかり電話の卸提供だけでなく、独自の電話サービスを提供して	も注視しつつ、検討を継続することが適当と考	

意見	考え方	修正の 有無
いる場合もあるので同様である。	えます。	
それ以外にもNTT自身の考えとして、今の時分において電話サービスのみ	〇 メタルIP電話の巻き取りの進め方につい	
を利用している利用者に対して光ファイバで電話サービスを提供するのが	ての御意見は、参考として承ります。	
妥当であると考えているのか、という視点が欠けていると感じられる。他社		
ないしはNTT自営の無線通信を利用した基礎的な電話サービス提供の議論が		
進んできており、これの利用は僻地や離島に限らないものと認識している。		
【個人③】		
3. 2. 1. 着信事業者が料金設定権を有することに伴う課題		
意見3	考え方3	
● 加入電話発−携帯電話着の通話の料金設定権の移行を歓迎。		
● KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社が、中継電話等は3分60円を		
割る料金でサービス提供しているにもかかわらず、接続形態があまり変わら		
ず、料金設定権が自社にある状態で3分60円とすることは、いささか不誠実		
と感じる。		
○ 2000年代に平成電電が問題提起して以来、2004年に中継電話方式による発	〇 加入電話発-携帯電話着の通話の料金設定権	
側の料金設定権が認めらた一方で、その後はマイラインの導入が見送られる	を着信事業者には認めないことに対する賛同	
など消費者の利益となる競争環境の整備が十分になされなかったという問	の御意見として承ります。	
題はあるものの、この度の料金設定権の移行を歓迎する。	〇 今後、発信事業者による料金設定の下で、事	
一方で料金を高止まりさせていたKDDIおよびソフトバンクは、中継電話に	業者間の競争を通じたより一層の料金低廉化	無
よって0077携帯宛通話や0088ケータイコールなどと言ったサービスを3分60	の進展が期待されます。	7117
円を割る料金で提供しておきながら、接続形態があまり変わらず、料金設定		
権が自社にある状態で3分60円と設定するのはいささか不誠実のように感じ		
る。		
【個人③】		
3. 2. 2. 着信事業者が設定する接続料に関する課題		
(1)「ユーザ料金の低廉化」について		
意見4	考え方4	
● 携帯電話事業者は、携帯電話の従量料金を横並びとすることで利益源とし		
ているという認識が必要。		

意見	考え方	修正の 有無
● 通話トラヒックのメインルートである携帯電話事業者同士が競争し合わ		
ないのであれば、トラヒックの迂回による競争事業者が参入しやすい環境を		
整えなければならない。		
〇 携帯電話においては従量制通話料単価の違いは、今となっては携帯電話事	〇 御指摘のとおり、携帯電話の従量制の通話料	
業者にとっては競争力を確保できるものと認識しておらず、逆に横並びとし	金水準の高止まりは、携帯電話市場(特に音声	
た利益源としている認識が必要と考える。	通信分野)において競争が十分に機能していな	
携帯電話において通話料に関する競争を成り立たせたいのであれば、固定	いことに原因がある可能性が高いと考えます。	
網がIP相互接続になることによって廃止されることが予期できる選択中継	〇 この点については、PSTNのIP網への移	
の仕組みを維持させるなり、コールバックを活用したアクセスポイント方式	行を契機とした接続ルールの在り方としての	
の中継電話サービスを振興させるなり、パケット通信を利用したOTTのIP電	議論とは別に、競争政策全体の議論の中で具体	無
話をトラヒック規制させないように規制するといった施策が必要だろう。	的に検討を進めていくことが適当と考えます。	
通話トラヒックのメインルートである携帯電話事業者同士が競争し合わ		
ないのであれば、トラヒックの迂回による競争事業者が参入しやすい環境を		
整えなければならない。		
(4.2.2.(1)に対して同じ意見提出あり。)		
【個人③】		
(4) ビル&キープ方式について		
意見5	考え方5	
● ビル&キープ方式には原則として反対。着信側に着信料金を請求する場		
合、これまでの電話料金に関する常識に反しているだけでなく、知らない電		
話番号からの着信は無視をする、という行為に更なるインセンティブを与え		
てしまい、収入に至らないトラヒックの増大や電話に対する忌避が進むとい		
った、電話網に対して負の影響を与えると考える。		
〇 原則として反対である。着信側の接続料を太古の固定発携帯電話着のよう	〇 御指摘のとおり、ビル&キープ方式は、発信	
にぶつ切り料金で発側に請求するのであればまだしも、着側に着信料として	者が通話に係るエンド・ツー・エンドの費用を	
請求するのは、これまでの電話料金に関する常識に反しているだけでなく、	負担するという、これまでの考え方を大きく転	無
携帯電話のような発側の番号が確認できる設備を持った着信者にありがち	換するものであり、その導入の検討に当たって	7117
な、知らない電話番号からの着信は無視をする、という行為に更なるインセ	は、国民利用者への配慮が必要と考えます。	
ンティブを与えてしまい、収入に至らないトラヒックの増大や電話に対する	〇 したがって、ビル&キープ方式を希望する事	

意見	考え方	修正の 有無
忌避が進むといった、電話網に対して負の影響を与える変更に他ならないと	業者は、同方式の導入により、国民利用者にと	
考える。	って少なからぬ影響を生じる料金設定等を行	
【個人③】	う場合には、国民利用者にどのような便益と影	
	響が生じるのかについて、電話利用者における	
	着信に係る費用負担の方法を含む具体の料金	
	体系を提示するなどして、広く国民利用者の理	
	解を得られるように努めることが必要と考え	
	ます。	
4.1. I P網へ移行後の第一種指定電気通信設備制度に基づく音声接続料		
意見6	考え方6	
● IP網への移行を契機に、全ての事業者に対し一律の規制を導入すること		
で着信ボトルネックに係る課題を解決していくことが必要。		
● 具体的には、接続料への過度な利潤の上乗せ等を抑止し、規制・運用コス		
トの抑制を図っていく観点を踏まえれば、ビル&キープ方式が適当。		
● 仮に接続料の算定・精算を行う場合には、IP網への移行により全ての事		
業者が直接接続になることを踏まえ、全事業者一律の算定方式とした上で、		
サービスの維持に必要なコストを適正に回収できる仕組みとすることが適		
当。		
〇 前述のとおり、音声サービスが衰退期を迎え、サービス提供における課題	〇 一部答申以降、最終答申(案)の取りまとめ	
が維持のための効率化にシフトしている状況においては、業界全体で音声サ	に向けて、改めて具体的なデータや事実関係の	
一ビスの提供に要するコストを最小化していくことが必要です。	確認を行った上で、着信接続料規制について検	
〇 そのうち、事業者に支払う着信接続料については、着信網の独占性(着信	討を進めてきましたが、「ユーザ料金の低廉化」	
ボトルネック)に起因し、事業者に接続料を低廉化させるインセンティブが	及び「事業者間の公平性の確保」という二つの	
働かないため、過度な利潤の上乗せ、非効率の放置等により着信接続料が高	課題に対して、着信接続料規制を導入した場合	無
止まりするおそれがあります。現に当社も、これまで事業者間協議を行って	の規制コストも踏まえると、現時点では、これ	
きたものの、一部の事業者では接続料の高止まりが続いているところです。	らの課題の解決のために着信接続料規制を導	
このような状況が続けば、着信接続料を負担する他の事業者は、当該事業者	入することが適当とは考えられないとの結論	
への着信通話に係るユーザ通話料の低廉化や柔軟な料金設定が困難となり、	に至りました。	
結果、利用者の利便性が損なわれることになります。	〇 現に個別の事業者間で生じている問題につ	

意見	考え方	修正の 有無
○ このような課題に対して、一部答申では、「双方向接続では、自網への着信呼市場において市場支配力を有する(着信側事業者は着信接続料を設定でき、発信側事業者はその意図にかかわらず着信接続料を負担せざるを得ない)という意味で、指定事業者と非指定事業者の違いによらず、また、一種指定事業者と二種指定事業者の違いによらず、全ての事業者が対等な関係にある。事業者間の公平性を確保する観点からは、双方向接続における着信接続料の設定について、その条件をそろえることが原則である」と整理されているところであり、当社としても、IP網への移行を契機に、全ての事業者に対し一律の規制を導入することで着信ボトルネックに係る課題を解決していくことが必要と考えます。 ○ 具体的な対処策としては、全事業者を対象に上述の過度な利潤の上乗せ等の抑止を図るとともに、音声サービスに係るコストを最小化していくにあたり規制・運用コストの抑制を図っていく観点を踏まえれば、接続料の算定・精算を行わない「ビルアンドキープ方式」とすることが適当と考えます。 ○ なお、仮に接続料の算定・精算を行う場合には、IP網への移行により全ての事業者が対称・対等な2者間の直接接続になることを踏まえ、全事業者律の算定方式としたうえで、サービスの維持に必要なコストを適正に回収できる仕組みとすることが適当と考えます。 【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】	いては、原則に従い、まずることが求められると考えます。 〇 その上で、今後も、公正な競争を促進し、ののときで、今後も、公正な競争を促進し、のの上で、一方に問題が発生・顕在化することが式に問題が発生・顕を活って、当まれて、当まれて、当まれて、当まれて、当まれて、当まれて、当まれて、まれて、ことが表には、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	
	収できる仕組みとすること」についての考え方 は、考え方1のとおりです。	
(1) I P網へ移行後のメタル I P電話/ひかり電話の音声接続料		
意見7 ● 接続料の精算や事業者間協議の負荷軽減の観点等から、IP網への移行後、メタルIP電話とひかり電話の接続料を同一の接続料として算定することが適当とする最終答申(案)に賛同。(同旨二者)	考え方7	

意見	考え方	修正の 有無
 ○ IP網への移行に伴う網及び設備構成の変化、提供品質等の観点に加え、接続料の精算や事業者間協議の負荷軽減の観点からも、最終答申(案)の内容に賛同します。 【KDDI株式会社】 ○ 接続料の精算や事業者間の負荷軽減の観点からも、IP網への移行後、第一種指定電気通信設備制度の下でメタルIP電話とひかり電話の接続料は同一の接続料として算定することが望ましく、本意見に賛同いたします。 	〇 賛同の御意見として承ります。	無
【楽天モバイル株式会社】	# 9 A -	
意見8 ■ 仮に接続料の算定・精算を行う場合には、メタルIP電話とひかり電話の接続料を同一にするかどうかによらず、サービスの維持に必要なコストを適正に回収できることを前提とした算定方法とすることが必要。	考え方8	
 ○ 仮に接続料の算定・精算を行う場合には、メタルIP電話とひかり電話の接続料を同一にするかどうかによらず、各々のサービスに係る設備構成や機能要件に基づき、サービスの維持に必要なコストを適正に回収できることを前提とした算定方法とすることが必要と考えます。 【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】 	○ 第一種指定電気通信設備の接続料の算定に当たっては、当該設備との円滑な接続を確保するため、適正性・公平性・透明性を確保するともに、非効率性がある場合には、それを排分な効率化がなされず、実際費用方式による第二とが重要です。したがって、事業の十分な効率化がなされず、実際費用方式による場による接続料の算定を求めることができるようにすることが必要と考えます。 ○ この観点から、IP網への移行後のメタルIP電話の収容に係る機能部分等については、その非原価のうち、IP網への移行後のメタルIP電話の収容に係る機能部分につより電話及びひかり電話の接続料原価のうち、いてはLRIC方式による算定を行うとともに、NGNを用いて提供される機能部分につことは、当面は実際費用方式による算定を行うこと	無

意見	考え方	修正の 有無
	としつつも、非効率性の排除など接続料の一層	
	の適正化が必要となった場合にLRIC方式	
	の適用を検討できるように、IP-LRICモ	
	デル等によるベンチマーク値との比較による	
	NTT東日本・西日本の効率化努力のモニタリ	
	ングを実施することが必要と考えます。	
(2) IP網へ移行後のメタルIP電話/ひかり電話の音声接続料の算定方法		
意見9	考え方9	
■ IP網への移行により、固定通信市場のボトルネック性に何ら変化はない		
ため、NTT東日本・西日本の接続料には、引き続き、一定の規律が必要と		
考えられることから、最終答申(案)に賛同。		
O NTT東·西は現行制度において、固定通信市場におけるボトルネック性	○ 賛同の御意見として承ります。	
を根拠として非対称規制の対象となっていますが、IP網への移行によって		
もその性質は何ら変わらないものと考えます。したがって、NTT東・西の		
接続料については引き続き一定の規律が必要と考えられることから、最終答		無
申(案)に賛同します。		
【KDDI株式会社】		
意見10	考え方10	
● メタル収容装置のコストは接続料原価の大部分を占めると想定されると		
ころ、当該コストの今後の見通しが示されていないことから、非効率性を排		
除するために、引き続きLRIC方式を適用することは適切。		
● NGNを用いて提供される機能については、IP-LRICモデル等によ		
り適切に算定されたベンチマーク値との比較を行い、NTT東日本・西日本		
の効率化努力をモニタリングしていくことが重要。接続料が低廉化せず、ベ		
ンチマーク値との乖離が認められる場合等には、速やかにLRIC方式によ		
る接続料原価を導入すべき。		
O IP網へ移行後のメタル収容装置及び変換装置により提供される機能等の	〇 IP網への移行後のメタルIP電話/ひかり	
接続料原価算定にLRIC方式を適用することについて、特にメタル収容装置の	電話の音声接続料算定に当たり、メタルIP電	無
コストは接続料原価の大部分を占めると想定されますが、当該コストの今後	話の収容に係る機能等の接続料原価算定にし	7115

意見	考え方	修正の 有無
の見通しが示されていないことから、非効率性を排除するために引き続き	RIC方式を適用すること、またNGNを用い	
LRIC方式を適用することは適切であると考えます。	て提供される機能部分について、当面は実際費	
〇 また、IP網へ移行後のメタルIP電話とひかり電話に関して、NGNを用いて	用方式による原価算定を行うこととしつつも、	
提供される機能部分については当面は実際費用方式により原価算定される	毎年度、実際の加入者回線の種別に対応したⅠ	
ことになることから、毎年度、IP-LRICモデル等により適切に算定されたべ	P-LRICモデル等により適切に算定された	
ンチマーク値との比較を行い、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電	ベンチマーク値との比較を行い、NTT東日	
話株式会社殿(以下「NTT東西殿」といいます。)の効率化努力をモニタリン	本・西日本による効率化努力をモニタリングし	
グしていくことが重要です。	ていくことに対する賛同の御意見として承り	
〇 その上で、非効率性の排除など接続料の一層の適正化が必要となった場合	ます。	
には、LRIC方式による接続料原価の算定について検討を行うことが本答申案	〇 なお、NGNを用いて提供される機能部分に	
に規定されていますが、既にNTT東西殿が発表しているIP移行後のユーザ料	ついては、非効率性の排除など接続料の一層の	
金水準(全国一律3分8.5円)に対して接続事業者が競争を維持していくため	適正化が必要となった場合には、LRIC方式	
にも、実際費用方式による接続料金が低廉化せず、LRICモデル等によるベン	による接続料原価の算定について検討を行う	
チマーク値との乖離が認められる場合等には速やかにLRIC方式による接続	ことも必要と考えます。	
料原価を導入すべきと考えます。		
【ソフトバンク株式会社】		
意見11	考え方11	
● サービスの提供に必要なコストを適正に回収できず、サービスの円滑・安		
定的な提供に支障が生じる可能性のあるLRIC方式は採用すべきでない。		
■ IP網については、競争環境下で構築されたものであり、音声サービスが		
衰退期を迎え、サービス提供における課題が維持のための効率化にシフトし		
ている状況においては、効率化努力を怠るような事態は生じ得ないため、N		
GNに係る接続料のモニタリング等の非対称的な取扱いは不要。		
○ サービスの提供に必要なコストを適正に回収できず、サービスの円滑·安	O LRIC方式は、現時点で利用可能な最も低	
定的な提供に支障が生じる可能性のあるLRIC方式は採用すべきでないと考	廉で効率的な設備と技術を前提として現在需	
えます。	要を賄う通信網を構築した場合の費用をモデ	_
○ とりわけ、IP網については、民営化後に競争環境下で構築されたものであ	ル化して算定するものであり、第一種指定電気	無
り、音声サービスが衰退期を迎え、サービス提供における課題が維持のため	通信設備制度の下での加入電話の接続料算定	
の効率化にシフトしている状況においては、当社が効率化努力を怠るような	において、非効率性の排除と、適正性・公平性・	

意見 事態は生じ得ないものと考えます。 〇 そのため、全ての事業者が対称・対等な関係になるIP網への移行後の着信接続料市場において、当社の音声着信接続料のみを対象に、NGNに係る接続料をベンチマークとの比較により効率化努力のモニタリング等を行うといった非対称的な取扱いを行う必要はないものと考えます。 【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】	考え方 透明性の確保に大きく貢献していると認められます。 〇 当該接続料算定における非効率性の排除及び適正性・公平性・透明性の確保は、IP網の移行後においてもその重要性は変みをしているメタルにとから、特にPSTNに由来する変換に低力を表置及びその直上に設置される変換に低方式とり提供されるメタルIP電話の収容には、LRIC方法を適用する、IP網への第行後は、NGNがメタことが光回線とが多いのアクセス回線(メタルはる設備として設置される機能部分については、NGNの接続料原価の取りとして設置される設備といるので提供が強まるについては、の重要性及び基幹的役割が強まりには、NGNの接続料原価算定に係るで、NGNの接続料原価算定に係るで、NGNの接続料原価算定に係るでは、NGNの接続料原価算定に係るでは、NGNの接続料原価算定に係るでは、NGNの接続料原価による原価方を踏襲して実際費用方式による原価方を踏襲して実際費用方式による原価による効率化努力をモニタリングしていると認めらいると認めらいでは、NGNの接続料原価による原価をは、NTT東日本・西日本とがの変化努力をモニタリングしているのをモニタリングしているのでは、NTT東日本・西日本によるの変化努力をモニタリングしているが表によるには、NTTでは、NTT	修正の有無
	る効率化努力をモニタリングしていくことか 必要と考えます。	
意見12 ● 新規事業者や中小事業者が設定する接続料は、NTT東日本・西日本が設定する接続料をベンチマークとしており、接続料のより一層の適正化が必要と考えられるため、最終答申(案)に賛同。	考え方12	
O 新規または中小事業者が設定する接続料はNTT東西が設定する接続料をベンチマークとしており、接続料のより一層の適正化が必要と考えられることから、賛同いたします。	〇 賛同の御意見として承ります。	無

意見	考え方	修正の 有無
【楽天モバイル株式会社】		
4.2.1. 着信事業者が料金設定権を有することに伴う課題 (1)加入電話発-携帯電話着の通話の料金設定権		
意見13	考え方13	
● 加入電話発-携帯電話着の通話の料金設定権について着信事業者には認めないことが適当とする最終答申(案)に賛同。		
● 着信接続料市場において、着信ボトルネックに起因した接続料の高止まり		
が生じているため、全ての事業者を対象とした着信接続料規制の導入について、引き続き検討いただきたい。		
○ 当社としてはIP網への移行にあたって、発信事業者が固定電話発-携帯電話着通話の料金設定を行うことに見直すべきとの考えをお示ししてきたところであり、本答申案で示された方向性について賛同いたします。 ○ なお、着信接続料市場においても、固定電話発-携帯電話着通話の料金と	○ 加入電話発-携帯電話着の通話の料金設定権 について着信事業者には認めないことに対す る賛同の御意見として承ります。 ○ なお、着信接続料規制についての考え方は、	4
同様に、着信ボトルネックに起因して接続料が高止まりしている事象が生じ うるものであり、現に一部の事業者はそうした状況が発生しています。 〇 そのため、一部答申に示されたように、全ての事業者を対象とした着信接 続料規制の導入について、引き続き検討いただきたいと考えます。 【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】	考え方6のとおりです。	無
意見14 ■ 加入電話発-携帯電話着の通話の料金設定権について着信事業者には認めないことが適当とする最終答申(案)に賛同。	考え方14	
○ 加入電話発-携帯電話着の通話の料金設定権については原則着信事業者に は認めないことによって、事業者間協議において公平性が担保されるものと 考えられ、賛同いたします。	〇 賛同の御意見として承ります。	無
【楽天モバイル株式会社】		
(2)料金設定権に係る規律の在り方	≯ ⊋ ★15	
意見15 ● 音声通信など「着信ボトルネック」が存在する接続形態について着信事業	考え方15	

意見	考え方	修正の 有無
者による料金設定を認めない形を原則とするべきとする最終答申(案)に賛同。		
● 裁定方針については、個々の事案に十分な配慮がなされるよう要望する。		
○ 音声通信など「着信ボトルネック」が存在する接続形態については、着信事業者による料金設定を認めない形を原則とすることについて賛同いたします。ただし、総務大臣に対して裁定申請がなされた場合は、裁定方針については個々の事案に十分な配慮がなされるよう要望いたします。 【楽天モバイル株式会社】	○ 音声通信など「着信ボトルネック」が存在する接続形態については、着信事業者による料金設定を認めない形を原則とすることに対する賛同の御意見として承ります。 ○ 今後、裁定方針の策定を含め、料金設定権に関する制度整備を進めるに当たっては、各通信形態の実態を調査の上、着信事業者が料金設定権を有することに伴う利用者利益の損失や公正な競争の阻害が生じないようにすることが必要と考えます。	無
意見16 ● 原則として発信側が料金設定権を有するべきとする最終答申(案)に賛同。	考え方16	
○ 原則として発側に料金設定権があるべきとする考えに賛同する。 【個人③】	〇 賛同の御意見として承ります。	無
(3)加入電話発-携帯電話着の通話の動向とその他の通信形態の状況		
意見17 ● 着信事業者が料金設定権を有することで利用者利益の損失及び公正競争の阻害が生じないよう、実態を調査した上で制度整備を進めることが必要。	考え方17	
O 今後料金設定権に関しては、携帯電話に留まらず、着信事業者が料金設定権を有することで利用者利益の損失及び公正競争の阻害が生じないよう、実態を調査した上で制度整備を進めて頂く必要があるものと考えます。 【楽天モバイル株式会社】	〇 賛同の御意見として承ります。	無
4.2.2. 着信事業者が設定する接続料に関する課題 意見18 ■ IP網への移行後の音声通信網に着信接続料規制を導入することは不適	考え方18	

意見	考え方	修正の 有無
当とする最終答申(案)の整理に賛同。		
● 将来的に問題が発生・顕在化することがないか実態を注視し、必要に応じ		
た規制導入の可能性を残していることに賛同。		
O IP網への移行期および移行後の音声接続料の在り方については、本最終答	〇 賛同の御意見として承ります。	
申に至るまでの長期間にわたり、関係者各位の多大なご努力により議論が進		
められてきましたこと、当社としても感謝するところであります。		
〇 中でも、「4.2.2.着信事業者が設定する接続料に関する課題」につい		
ては、ユーザ料金の低廉化と事業者間の公正性の確保という長年の懸案に一		
定の結論を出したうえで、「(3)着信接続料に係る規律の在り方」において、		無
この二つの課題解決の手法として、IP網への移行後の音声通信網に着信接続		
料規制を導入することは不適当としている整理について賛同いたします。		
〇 また、将来的な問題の発生や顕在化するかどうか実態を注視し、必要に応		
じた規制導入の可能性を残していることについても同様に賛同いたします。		
【株式会社STNet】		
(2)「事業者間の公平性の確保」についての検討		
意見19	考え方19	
● 事業者間協議の停滞やトラヒック・ポンピングのような事例があることを		
踏まえれば、着信接続料の設定に係る問題が広く顕在化していないことだけ		
をもって制度対応が不要と結論付けることはできないと考える。ビル&キー		
プ方式の導入も含め、全事業者を対象とした着信接続料規制の導入について		
引き続き検討いただきたい。		
● 着信接続料規制が導入されるまでの間は、引き続き、事業者間協議を通じ		
て着信接続料の適正化を図っていく必要があるが、総務省においても、協議		
状況について実態を把握した上で、適正な協議が行われるよう、適切な方策		
を検討いただきたい。		
〇 特に、固定電話市場では、認可料金と自由な料金設定との間では、片務的	〇 着信接続料規制についての考え方は、考え方	
な関係となることから、交渉による高止まりの抑制が難しく、価格交渉が成	6のとおりです。	無
立しない事例も多くあるのが実態です。実際、下記の事例のように認可料金	〇 その上で、今後も、公正な競争を促進し、利	7117
である当社ひかり電話の接続料の低廉化が続く中、協議停滞が長期化し、接	用者利益を確保する観点から、着信接続料の設	

意見	考え方	修正の 有無
 続料格差や影響額の拡大が続いている状況があることや、トラヒック・ポンピングのように高額な着信接続料に係る問題事例があることを踏まえれば、着信接続料の設定に係る問題が広く顕在化していないことだけをもって制度対応が不要と結論付けることはできないと考えます。 〈当社ひかり電話とA社(OABJ-IP網)間の接続料取引の例> A社のOABJ-IP網への通話に適用される着信接続料については、10年以上にわたり、当社のひかり電話の接続料水準を大幅に上回る水準を設定(当社の固定電話接続料と加重した水準も上回る)。 よこの間、当社のひかり電話接続料の水準は▲78%と大幅に低廉化が進み、格差は年々拡大。 〈トラヒック・ポンピングの問題事例> 第42回接続政策委員会にて当社よりお示ししたように、アメリカでは、地域事業者が高額な接続料を設定の上、サービスを提供しているエリアにおいて多数の呼を発生させ、収益を得るトラヒック・ポンピングの問題が顕在化している。 先日、日本においても同様の問題が生じていると想定される事例について一部報道でも取り上げられたところ。 	定について、「着信ボトルネック」に起因して新たに問題が発生・顕在化することがないか、実態を注視していくことが必要であり、問題の状況次第では、必要に応じて検討の場を設け、改めて、規制コストとそれによる政策効果も見極めつつ、着信接続料の適正化を図るための規制の導入の可能性も含め、必要な対応を検討することが適当と考えます。 〇 また、現に個別の事業者間で生じている問題については、原則に従い、まずは、当事者において協議が調うように努力することが求められ、こうした努力にもかかわらず、仮に双方の合意が得られない場合には、紛争解決に係る枠組みを活用することも考えられます。	
○ このような状況を踏まえ、本委員会にて当社より提案したビルアンドキープ方式の導入も含め、一部答申にて示されたように、全事業者を対象とした着信接続料規制の導入について引き続き検討いただきたいと考えます。 ○ なお、着信接続料規制の導入がなされるまでの間は引き続き事業者間協議を通じて着信接続料の適正化を図っていく必要がありますが、接続政策委員会にて事業者間協議に係る論点整理がなされた2月以降、実績費用に基づく算定を行っているとしている事業者との間で複数回の協議を実施し、算定の妥当性を検証するために必要な情報(設備毎の費用額、コストドライバ等)の提示を求めましたが、これまで同様、「重要な経営情報」であること等を理由に提示いただけない状況が続いているところです。総務省殿においてもこのような協議状況について実態を把握した上で、適正な協議が行われるよ		

意見	考え方	修正の 有無
う、適切な方策を検討いただきたいと考えます。		137111
【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】		
意見20	考え方20	
● 事業者の規模に応じて接続料の差異が生じるものと考えるため、接続料の		
設定における事業者間の公平性の観点から最終答申(案)に賛同。		
〇 接続料の設定における事業者間の公平性の観点から、事業者の規模に応じ	〇 賛同の御意見として承ります。	
て接続料の差異が生じるものと考えますので賛同いたします。引き続きご配		無
慮お願いします。		////
【楽天モバイル株式会社】		
(3) 二つの課題についての検討を踏まえた着信接続料に係る規律の在り方		
意見21	考え方21	
● 現時点においてIP網への移行後の音声通信網に着信接続料規制を導入		
することは適当でないとする最終答申(案)に賛同。(同旨二者)		
〇 一般的には接続料の低廉化が直接的にユーザ料金引下げにつながるもの	〇 現時点ではIP網への移行後の音声通信網	
ではないこと等を踏まえると、IP網への移行に伴い、直ちに着信接続料規	に着信接続料規制を導入することが適当とは	
制を導入する必要まではないと考えられることから、最終答申(案) に賛同	考えられないことに対する賛同の御意見とし	
します。	て承ります。	
【KDDI株式会社】	〇 なお、今後も、公正な競争を促進し、利用者	
	利益を確保する観点から、着信接続料の設定に	
〇 「IP網への移行後の音声通信網に着信接続料規制を導入することが適当と	ついて、「着信ボトルネック」に起因して新たに	
は考えられない。」との考えに賛同致します。	問題が発生・顕在化することがないか、実態を	無
〇 特に携帯電話の音声接続料については累次の規制強化に伴うルール遵守	注視していくことが必要であり、問題の状況次	
や事業者のコスト削減等の自助努力等により、この10年間で大幅に低廉化し	第では、必要に応じて検討の場を設け、改めて、	
ている状況ではあるものの、IP網への移行後においても、ネットワークコス	規制コストとそれによる政策効果も見極めつ	
トの大宗を占める基地局設備の状況(規模、周波数、ネットワークや品質ポーツ・スズオルロー・オース・オース・オース・オース・オース・オース・オース・オース・オース・オー	つ、着信接続料の適正化を図るための規制の導	
リシー及び基地局サイト数等)が各社毎に異なると想定されること、並びに	入の可能性も含め、必要な対応を検討すること	
10年弱周期で大きな技術革新があり、その都度莫大な設備投資が必要となる	が適当と考えます。	
こと等から、各社固有のコストを反映し、適切にコスト回収することが今後	〇 また、ビル&キープ方式については、まずは、	
も継続的に必須となります。	ビル&キープ方式を希望する事業者において、	

	T	
意見	考え方	修正の 有無
〇 仮にこのような実態を無視して、携帯電話の音声通信網に着信接続料規制	事業者間協議を進めていく努力がなされるこ	
を導入する場合には、競争観点においても大きな歪みが生じることとなり、	とが必要と考えます。	
特定の事業者が有利不利を被るといった極めて深刻な事態が生じることと		
なるため、IP網への移行から期間が経過した後においても携帯電話の着信接		
続料に関する対称規制並びにビルアンドキープの導入については不適切で		
あると考えます。		
【ソフトバンク株式会社】		
(4) ビル&キープ方式についての考察		
意見22	考え方22	
● ビル&キープ方式は、接続料の算定や精算等に係るコスト削減に繋がるー		
方で、各社の収支に大きな影響を及ぼす場合も想定されるため、将来的な課		
題と考える。		
○ 算定方法を簡便にする観点ではビル&キープ方式の導入も考えられます	〇 ビル&キープ方式については、御指摘のよう	
が、収支面で大きな影響を受ける場合も想定されるため、全事業者を対象と	な事業者への影響も踏まえ、まずは、ビル&キ	
した導入は将来的な課題と考えます。	一プ方式を希望する事業者において、事業者間	
【KDDI株式会社】	協議を進めていく努力がなされることが必要	
	と考えます。また、同方式は、発信者が通話に	
○ ビル&キープ方式は、事業者間での接続料に関する支払いが相互になくな	係るエンド・ツー・エンドの費用を負担すると	無
ることで算定や支払い等の運用に関するコスト等が削減されることが考え	いう、これまでの考え方を大きく転換するもの	
られます。	であり、その導入の検討に当たっては、国民利	
○ 一方で、各社の経営に与える影響が無視できないため、柔軟な料金設計が	用者への配慮も必要であると考えます。	
可能になる別の方式も含めて今後も丁寧な議論をしていただきたい。		
【楽天モバイル株式会社】		
意見23	考え方23	
● ビル&キープ方式の適用について、引き続き協議を行い、広く事業者間の	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	
合意形成に努める考え。協議状況に応じて、現行制度の変更等が必要になる		
ことも想定されるため、その際は制度対応の要否等についても検討いただき		
たい。		
○ 前述の高止まりが続いている事業者との協議においては、算定の妥当性の	〇 ビル&キープ方式についての考え方は、考え	無

意見	考え方	修正の 有無
検証に係る議論と並行して、IP接続に移行した通話を対象にビルアンドキープ方式を適用することについて当社より提案を行い、議論を進めているところです。 〇 答申案にて、「将来的に、関係事業者間で広く協議が調い、国民利用者の理解を得られる環境が整えば、ビル&キープ方式の導入にあたって必要な制度的対応について検討する余地はあると考えられる」とされていることを踏まえ、当社としても引き続き協議を行い、広く事業者間の合意形成に努める考えです。その結果、協議状況に応じて、現行制度の変更等の対応が必要になることも想定されるため、その際は制度対応の要否等についても適宜検討いただきたいと考えます。 【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】	方22のとおりです。 ○ その上で、ビル&キープ方式に係る課題が解消し、将来的に、関係事業者間で広く協議が調い、国民利用者の理解を得られる環境が整えば、ビル&キープ方式の導入に当たって必要な制度的対応について検討する余地はあると考えられます。	

・第2章 IP網への移行過程における音声接続料の在り方(加入電話)

意見 考え方 修正	
意見24 ● LRIC方式の目的は、ベンチマークを設定することで、NTT東日本・西日本の経営効率化の促進を図ることとされてきた。これまで果断のコスト削減に取り組んできたものの、PSTNの設備はもはや技術革新が見込めず、これ以上のコスト削減は限界に近づき、更なる経営効率化を進めることは困難であることから、接続料規制の目的の転換が必要。 ○ 前述のとおり、音声サービスは衰退期を迎えており、単独での競争は既に成立しなくなっている中、その課題は競争促進から維持のための効率化にシフトしているところですが、とりわけ固定電話については、契約者数・トラヒックの減少が著しい状況にあります。 ▶ 契約数:1997年度をピークに減少に転じ、2019年度には1,846万契約(移) ***********************************	
 ● LRIC方式の目的は、ベンチマークを設定することで、NTT東日本・西日本の経営効率化の促進を図ることとされてきた。これまで果断のコスト削減に取り組んできたものの、PSTNの設備はもはや技術革新が見込めず、これ以上のコスト削減は限界に近づき、更なる経営効率化を進めることは困難であることから、接続料規制の目的の転換が必要。 ○ 前述のとおり、音声サービスは衰退期を迎えており、単独での競争は既に成立しなくなっている中、その課題は競争促進から維持のための効率化にシフトしているところですが、とりわけ固定電話については、契約者数・トラヒックの減少が著しい状況にあります。 ▶ 契約数:1997年度をピークに減少に転じ、2019年度には1,846万契約(移) 	
西日本の経営効率化の促進を図ることとされてきた。これまで果断のコスト 削減に取り組んできたものの、PSTNの設備はもはや技術革新が見込め ず、これ以上のコスト削減は限界に近づき、更なる経営効率化を進めること は困難であることから、接続料規制の目的の転換が必要。 ○ 前述のとおり、音声サービスは衰退期を迎えており、単独での競争は既に 成立しなくなっている中、その課題は競争促進から維持のための効率化にシ フトしているところですが、とりわけ固定電話については、契約者数・トラ ヒックの減少が著しい状況にあります。 ▶ 契約数:1997年度をピークに減少に転じ、2019年度には1,846万契約(移	
削減に取り組んできたものの、PSTNの設備はもはや技術革新が見込めず、これ以上のコスト削減は限界に近づき、更なる経営効率化を進めることは困難であることから、接続料規制の目的の転換が必要。 ○ 前述のとおり、音声サービスは衰退期を迎えており、単独での競争は既に成立しなくなっている中、その課題は競争促進から維持のための効率化にシフトしているところですが、とりわけ固定電話については、契約者数・トラヒックの減少が著しい状況にあります。 ▶ 契約数:1997年度をピークに減少に転じ、2019年度には1,846万契約(移) □ IP網への移行が進む今後も、円滑な接続を確保するという接続料規制の目的は引き続き必要であり、そのための接続料算定における適正性・公平性・透明性の確保及び非効率性の排除の重要性も変わらないと考えます。	
ず、これ以上のコスト削減は限界に近づき、更なる経営効率化を進めることは困難であることから、接続料規制の目的の転換が必要。 ○ 前述のとおり、音声サービスは衰退期を迎えており、単独での競争は既に成立しなくなっている中、その課題は競争促進から維持のための効率化にシフトしているところですが、とりわけ固定電話については、契約者数・トラヒックの減少が著しい状況にあります。 ○ IP網への移行が進む今後も、円滑な接続を確保するという接続料規制の目的は引き続き必要であり、そのための接続料算定における適正性・公平性・透明性の確保及び非効率性の排除の重要性も変わらないと考えます。	
は困難であることから、接続料規制の目的の転換が必要。 ○ 前述のとおり、音声サービスは衰退期を迎えており、単独での競争は既に 成立しなくなっている中、その課題は競争促進から維持のための効率化にシ フトしているところですが、とりわけ固定電話については、契約者数・トラ ヒックの減少が著しい状況にあります。 ▶ 契約数:1997年度をピークに減少に転じ、2019年度には1,846万契約(移	
○ 前述のとおり、音声サービスは衰退期を迎えており、単独での競争は既に	
成立しなくなっている中、その課題は競争促進から維持のための効率化にシフトしているところですが、とりわけ固定電話については、契約者数・トラヒックの減少が著しい状況にあります。 シ契約数:1997年度をピークに減少に転じ、2019年度には1,846万契約(移) 確保するという接続料規制の目的は引き続き必要であり、そのための接続料算定における適正性・公平性・透明性の確保及び非効率性の排除の重要性も変わらないと考えます。	
フトしているところですが、とりわけ固定電話については、契約者数・トラ ヒックの減少が著しい状況にあります。 ン 契約数:1997年度をピークに減少に転じ、2019年度には1,846万契約(移) この重要性も変わらないと考えます。	
ヒックの減少が著しい状況にあります。 正性・公平性・透明性の確保及び非効率性の排 ▶ 契約数:1997年度をピークに減少に転じ、2019年度には1,846万契約(移 除の重要性も変わらないと考えます。	
▶ 契約数:1997年度をピークに減少に転じ、2019年度には1,846万契約(移 除の重要性も変わらないと考えます。	
動体通信の約10分の1)	
▶ トラヒック (発信): 2000年度をピークに減少に転じ、2019年度には、全 利用可能な最も低廉で効率的な設備と技術を	
通信の20%を下回る 前提として現在需要を賄う通信網を構築した	
〇 これまで、固定電話に対して、マイライン・ドライカッパ等の累次の競争 場合の費用をモデル化して算定するものであ	
政策が実施されてきましたが、音声単独サービス以外への移行が進み、他事 り、見込むことのできない将来の技術革新を適 無	Ħ
業者も固定電話事業から撤退・縮退する中、サービスの多様化や効率化、イ用するなど、現時点で利用不可能な設備や技術	
ノベーションを促すことは困難と考えます。 を前提とすることまでを求めているものでは	
O 固定電話の音声接続料について、これまで、LRIC方式を適用してきた目的 ありません。	
は、ベンチマークを設定することで、NTT東西の経営効率化の促進を図るこ	
ととされてきました。当社は、事業運営に際し、これまで果断のコスト削減	
に取り組んできたものの、PSTNの設備はもはや技術革新が見込めず、これ以	
上のコスト削減は限界に近づき、更なる経営効率化を進めることは困難であ	
ることから、接続料規制の目的の転換が必要と考えます。	
【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】 3.4.2.LRIC方式を適用する場合に利用するモデルとその適用方法について	

- (3) 第9次 I P-L R I Cモデルによる公衆電話に係る機能及び緊急通報に係る機能の費用算定

意見	考え方	修正の 有無
意見25	考え方25	
● 「硬貨収納信号を光回線で行うべきでない」という委員意見は、多額の改		
修費用が必要な中央側ではなく、開発費用が安価で済むはずの電話機側で課		
金制御を行うべき、という趣旨でよいか。		
〇 硬貨収納信号を光回線で行うべきでない、という委員の意見は、公衆電話	O 御指摘の委員意見は、第9次IP-LRIC	
がNTTの収入に繋がらないトラヒックばかり扱っているので、多額の改修費	モデルにおいて、光回線の中で公衆電話の硬貨	
用が必要な中央側で課金制御を行うのではなく、開発費用が安価で済むはず	収納信号の疎通を行うものとして費用算定を	4111
の電話機側で課金制御するべきである、という認識でよいのか?	行うことの是非について考察を行ったもので	無
【個人③】	あり、公衆電話の課金制御方法を具体的に提案	
	したものではありません。	
4.1.移行過程の接続料算定方法の適用期間について		
意見26	考え方26	
● 適用期間について、IP接続への切替完了が予定されている令和6年12月		
までとする最終答申(案)に賛同。		
● 制度化に当たっては、切替え完了時期が多少変動した場合でも算定方法の		
適用期間を変更する必要性が生じないよう考え方の整理が必要。		
〇 適用期間について、IP接続への切替完了が予定されている令和6年12月	〇 次期接続料算定方法の適用期間を令和6年	
までとする最終答申(案) に賛同します。	12月までとすることに対する賛同の御意見と	
〇 なお、PSTNマイグレーションは我が国では過去に例を見ない音声網の	して承ります。	
大変革であることから、不測の事態によりIP網への移行工程の見直しが必	〇 なお、接続に関わる事業者にとっては、接続	
要となる可能性も否定はできません。具体的な制度化に当たっては、切替え	料等の算定方法及びその適用期間があらかじ	
完了時期が多少変動した場合でも算定方法の適用期間を変更する必要性が	め定められていることが重要であることから、	無
生じないよう考え方の整理が必要と考えます。	次期接続料算定方法の適用期間については、今	////
【KDDI株式会社】	後、移行工程の大幅な変更等が生じない限り	
	は、IP網への移行の実際の完了時点までとす	
	るのではなく、現時点で完了が予定されている	
	令和6年12月までとすることが適当と考えま	
	す。	
4. 2. 指定設備等について		

意見	考え方	修正の 有無
意見27	考え方27	
● 第一種指定電気通信設備として指定すべき設備及び「第一種指定電気通信		
設備との接続を円滑に行うために必要なもの」として位置付けるべき設備に		
ついて、最終答申(案)に賛同。		
〇 左記最終答申(案)に賛同します。(事務局注:最終答申(案)中「加入者	〇 賛同の御意見として承ります。	
交換機を転用するメタル収容装置、その直上に設置される変換装置及び変換		
装置と中継ルータを繋ぐ伝送路設備を新たに第一種指定電気通信設備とし		
て指定すべき。」、「県間通信用設備、中間配線架(パッチパネル)について		無
は、・・・『第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なもの』		
として位置付けるべきである。」に対する賛同意見。)		
【KDDI株式会社】		
意見28	考え方28	
● 「第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なもの」とし		
て位置付けるべき設備について、最終答申(案)に賛同。		
● 機能ではなく物理的な設備に着目した指定ではこれが限界と感じる。		
〇 新たに、第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なも	○ IP網への移行に伴い加入電話により新た	
の、としてもろもろの設備を位置づけることに賛同する。機能ではなく物理	に使用される県間通信用設備及び中間配線架	
的な指定ではこれが限界と感じる。	(パッチパネル)について、「第一種指定電気通	
【個人③】	信設備との接続を円滑に行うために必要なも	
	の」として位置付けることに対する賛同の御意	
	見として承ります。	
	〇 今後、ネットワークの仮想化、スライシング	無
	の導入、クラウド等他社設備利用の拡大、様々	
	な形態の事業者間連携等が進んでいくことも	
	踏まえ、固定通信設備自体をハードとして指定	
	するのではなく、機能そのものに着目してその	
	コストを算出する制度の在り方についても検	
	討していくことが重要になると考えます。	

意見	考え方	修正の 有無
(1)接続ルート切替前後での加入電話発着信に係る接続料等の単一化		
意見29	考え方29	
● 加入電話の発着信について、接続ルート切替前後で発着信に係る接続料等		
の負担を単一とする最終答申(案)に賛同。(同旨三者)		
○ 接続ルート切替前後における負担が不公平とならないよう措置を講じる	〇 賛同の御意見として承ります。	
ことが必要と考えられることから、最終答申(案)に賛同します。		
【KDDI株式会社】		
○ IP接続への切替は、全事業者で計画的に進めるために一定期間を要するも		
のであり、切替時期によって事業者毎の負担に差が生じないようにする必要		
があることから、答申案のとおり、「加入電話の発着信について、接続ルー		
ト切替前後で発着信に係る接続料等の負担を単一とすること」が望ましいと		無
考えます。		
【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】		
〇 接続ルートの切り替え前後に、切り替えのタイミングで不公平性が生じな		
いよう、接続料等の負担を単一とすることが適当であると考えるため賛同い		
たします。		
【楽天モバイル株式会社】		
(2)接続ルート切替前の加入電話発着信に係る接続料の単一化	考え方30	
意見30 ● 接続ルート切替前の加入電話の発着信(IC-POI経由、GC-POI経	考え力30 	
由(中継伝送専用機能の使用なし)、GC-POI経由(中継伝送専用機能の		
使用あり))に係る接続料負担を単一とした上で、接続ルート切替後の加入		
電話の発着信(IP-POI経由)に係る接続料等負担との単一化を行うこ		
をとする最終答申(案)に賛同。(同旨二者)		
〇 切替前後で発着信に係る接続料等の負担を単一とする場合、占有トランク	〇 賛同の御意見として承ります。	
ポート関連機能および中継伝送専用機能にかかる費用も含めて接続ルート	○ 東西の呼応ルとしてがりのり。	無
		7115
ポート関連機能および中継伝送専用機能にかかる費用も含めて接続ルート 切替前の3形態で接続料の負担を単一とすることは公平性の観点および円滑		無

意見	考え方	修正の 有無
な移行の観点からも適切であると考えられることから、最終答申(案) に賛同します。		
【KDDI株式会社】		
O 接続ルート切替前の加入電話の発着信(IC-POI経由、GC-POI経		
由(中継伝送専用機能の使用なし)、GC-POI経由(中継伝送専用機能の		
使用あり))に係る接続料負担を単一とした上で、接続ルート切替後の加入		
電話の発着信(IP-POI経由)に係る接続料等負担との単一化を行うことに賛同いたします。		
【楽天モバイル株式会社】		
(3)接続ルート切替前の占有トランクポート関連機能及び中継伝送専用機能	に係る接続料の取扱い	
意見31	考え方31	
● 占有トランクポート関連機能等について、接続料の算定単位をトラヒック		
単位に変更することとする最終答申(案)に賛同。(同旨二者)		
〇 占有トランクポート関連機能及び中継伝送機能について、当初トラヒック	〇 賛同の御意見として承ります。	
単位の接続料だったところ、トラヒック見合いの負担とすることが非効率な		
設備構築を助長したことを理由として接続事業者による個別負担に変更さ		
れていました。その後、現状では本答申案のp56に記載のとおり、回線利用		
率が低い状況はなく非効率な設備構築とはなっていないことから、これを再		
びトラヒック単位の接続料に変更することは妥当であると考えます。		
【ソフトバンク株式会社】		無
○ 占有トランクポート関連機能の接続料の算定単位について、トランクポー		
ト費用の個別負担化から15年以上経過し、必要以上のトランクポートが構築		
されることなく安定が続いていることから、接続の基本機能に整理され、従		
量制接続料の費用範囲に含まれてきた本来の姿に戻すことになりますので、 賛同いたします。		
【株式会社オプテージ】		
意見32	考え方32	

意見	考え方	修正の 有無
 ● 占有トランクポート関連機能については、過去に設備の効率的な利用を促すために接続回線数に応じて当該接続事業者が個別に費用を負担することが適当と整理されており、I P網への移行期においても状況は変わらないと考える。 ● 現状、事業者間では、自らが個別負担した占有トランクポート関連機能等に係る負担額を従量料金化し、自社が設定する中継接続料や着信接続料に加算し、精算する取引が一般的に行われており、仮に占有トランクポート関連機能等の料金を従量料金とする場合は、このような加算を行う必要はなくなるものと考える。 		
 ○ 占有トランクポート関連機能については、PSTNに直接接続する事業者の申込みに応じて増減設を行うことから、設備の効率的な利用を促すために接続回線数に応じて当該接続事業者が個別に費用を負担することが適当と過去整理されており、移行期においてもその状況は何ら変わらないと考えます。 ○ また、GC接続の有無や他の事業者を介した間接接続の有無等、PSTNとの接続形態は事業者毎に異なることから、従量料金へ見直すのであれば、当該機能を利用する事業者の接続料負担が変動することになるため、そうした事業者への影響を考慮する必要があると考えます。 ○ なお、事業者間においては、自らが個別負担した占有トランクポート関連機能等に係る負担額について、従量料金化した上で自社が設定する中継接続料や着信接続料に加算し、当該事業者の中継網ないし着信網に接続する他の料金設定事業者に負担を求める取引が一般的に行われていますが、仮に占有トランクポート関連機能等の料金を従量料金とする場合はこのような加算を行う必要はなくなるものと考えます。 【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】 	○ 占有トランクポート関連機能は、平成12年度 から16年度にかけては、接続に不可避 考え 一下 関連機能に不可避 考え 一下 関連機能に不可避 考え 一下 とされては、接続により での後、トラヒック での後、トランクが行われての後、トランクが行われての後、トランクの後、トランクが行われてのでの後、トランクののは単位での接続事業 により でのは 単位に での は 単位に が で は で が で は が で が で が が が が が が が が が	無

意見	考え方	修正の 有無
	正な原価に基づくためには、これらの機能に係	
	る接続料がトラヒック単位での設定に変更さ	
	れることに伴う負担額の変動を考慮すること	
	が考えられます。	
4. 4. 1. 長期増分費用(LRIC)方式の適用について		
意見33	考え方33	
● 接続料算定における適正性・公平性・透明性を確保するとともに、非効率		
性を排除する観点から、引き続きLRIC方式を用いることが適当とする最		
終答申(案)に賛同。(同旨二者)		
〇 現行の原価算定及び I P移行後のメタル I P電話の原価算定が L R I C	〇 賛同の御意見として承ります。	
方式を適用することから、移行期間中においてもLRIC方式を適用するこ		
とが適当であり、接続料算定における適正性・公平性・透明性を確保すると		
ともに、非効率性を排除する観点からも、引き続きLRIC方式を用いるこ		
とが適当とする最終答申(案)に賛同します。		
【KDDI株式会社】		
		_
O IP網への移行過程においては、新旧設備が併存することから非効率性が生		無
じやすいため、接続料原価の算定において出来る限りのコスト効率性を求め		
る必要があります。実際費用方式においてはそのような非効率性を排除する		
インセンティブが働かず、単価が高止まりする懸念があるため、IP網移行過		
程における接続料算定としてLRIC方式を用いることは適切であると考えま		
す。		
【ソフトバンク株式会社】		
意見34	考え方34	
● 県間通信用設備及び中間配線架(パッチパネル)に係る負担について「能		
率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものとすること		
が適当」とする最終答申(案)に賛同。(同旨二者)		
〇 左記最終答申(案) に賛同します。(事務局注:最終答申(案) 中「県間通	〇 賛同の御意見として承ります。	
信用設備、中間配線架(パッチパネル)に係る負担については、能率的な経	C 241 1-1 [F/E/38 C 3 47/1 / 31 / 3	無

意見	考え方	修正の 有無
営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものとすることが適当で ある。」に対する賛同意見。)		
【KDDI株式会社】		
O NTT東西殿が設置する「中間配線架」(パッチパネル)は、各事業者間の接続を実施する上で必ず利用するものであるため、この接続料金に関して「能		
率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものとすること		
が適当」とする本答申案に賛同致します。 【ソフトバンク株式会社】		
4. 4. 2. LRIC方式を適用する場合に利用するモデルとその適用方法に	ついて	
意見35	考え方35	
● 仮にLRIC方式を用いる場合には、第8次PSTN-LRICモデルと		
第9次ⅠP-LRICモデルの併用や実際に設置されている回線種別(メタ		
ル回線)に基づく接続料の算定は、設備構成や移行の実態を踏まえている点		
において適切。		
● 占有トランクポート関連機能や中継伝送専用機能等のIP接続では提供		
しない機能については、第8次PSTN-LRICモデルで算定を行うこと		
とし、第9次ⅠP-LRICモデルとの併用を行うことはできないものと考		
える。		
○ 今回のIP網移行期における接続料については、ひかり電話の接続料と同じ	〇 接続ルートの切替前後で単一の接続料等の	
く、PSTNとIP網を併用せざるを得ないこと等、設備構成や提供の実態及び移	負担を設定することが適切な接続形態に係る	
行スケジュールを踏まえた算定方法とすることが必要と考えます。したがっ	接続料等について、第8次PSTN-LRIC	
て、PSTN・IP網を併用する算定方法とすることに加え、移行前後におけるア	モデルでの算定値と第9次IP-LRICモデ	
クセス回線であるメタル回線に基づくものとすることが必須と考えます。	ルでの算定値の加重平均値を適用すること、ま	_
〇 前述のとおり、PSTNの設備はもはや技術革新が見込めず、これ以上のコス	た、第9次IP-LRICモデルの適用に当た	無
ト削減は限界に近づき、更なる経営効率化を進めることは困難な状況であ	り、まずは実際に設置されている回線種別(メ	
り、接続料規制の目的の転換が必要な状況にあるものの、仮にLRIC方式を用	タル回線)に基づき接続料を算定することに対	
いる場合には、答申案で整理された第8次PSTN-LRICモデルと第9次IP-LRICモ	して、LRIC方式を用いる場合には賛同する	
デルの併用や実際に設置されている回線種別(メタル回線)に基づく接続料	御意見として承ります。	

		修正の
意見	考え方	有無
の算定は、設備構成や移行の実態を踏まえている点において適切と考えます。 〇 なお、占有トランクポート関連機能や中継伝送専用機能等のIP接続では提供しない機能については、答申案のとおり、第8次PSTN-LRICモデルで算定を行うこととし、第9次IP-LRICモデルとの併用を行うことはできないものと考えます。 【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】	○ 接続ルートの切替前後で単一の接続料等の 負担を設定することが適切な接続形態以外の 機能(当該接続形態を構成する機能を個別に切り出して使用する場合を含む。)のうち、接続ルート切替前の網により提供される機能には、第 8次PSTN-LRICモデルにより算定した 接続料等を適用することが適当と考えます。 ○ なお、占有トランクポート関連機能及び中継 伝送専用機能については、加入電話の発着信の 中で使用される場合には、接続ルートの切替前 後で単一の接続料を設定することが適切な接 続形態に含まれる機能として取り扱うことが 適当と考えます。	
(1)第8次PSTN-LRICモデルと第9次IP-LRICモデルの併用	122 5 100 7 0	
意見36	考え方36	
● 移行過程のLRICモデルとしては、本来はPSTN-POIとIP-PO		
I の両方を有する新モデルを用いることが最適だが、代替案として2つのモデッカのストリーをサーストレースのサービスのサービスのサービスのサービスのサービスのサービスのサービスのサー		
デルを組み合わせて算定するとした最終答申(案)に賛同。	○ 株日の知辛日トレズネリナナ	
○ 移行過程のLRICモデルとしては、本来はPSTN-POIとIP-PO Iの両方を有する新モデルを用いることが最適ですが、適用期間が限定的で	〇 賛同の御意見として承ります。	
あるにもかかわらず、作成作業が膨大となり現実的ではないため、代替案と		無
して2つのモデル組み合わせて算定するとした最終答申(案)に賛同します。		""
【KDDI株式会社】		
意見37	考え方37	
● 移行後に向けて着実に接続料を低廉化する観点では、速やかに第9次IP		
-LRICモデルの比率を高めていくべきと考える。		
● 接続事業者の予見性確保の観点から、加重平均比率等について、令和4年 度の加入電話等に係る接続料金の認可時までの今後の制度整備の中であら		
かじめ設定することが適切。		

意見	考え方	修正の 有無
○ 第8次PSTN-LRICモデルと第9次IP-LRICモデルの併用にあたり、適用年度毎のトラヒック移行割合を用いて加重平均することで単一の接続料が設定されることになりますが、この点に関して「接続に関わる事業者にとっては、加重平均比率を含む接続料等の算定方法があらかじめ定められていることが重要である。」と記載されています。 ○ 総務省殿の試算値によれば第8次PSTN-LRICモデルと第9次IP-LRICモデルでは接続料に一定の差があり、特に第8次PSTN-LRICモデルは単価が大幅に上昇していく傾向にあるため、移行後に向けて着実に接続料を低廉化する観点では速やかに第9次IP-LRICモデルの比率を高めていくべきと考えます。 ○ 加えて、接続事業者の予見性確保の観点からは、加重平均比率等について、令和4年度の加入電話等に係る接続料金の認可時までの今後の制度整備の中であらかじめ設定することが適切であると考えます。 【ソフトバンク株式会社】	○ 接続ルートの切替前後で単一の接続料等の 負担を設定することが適切な接続形態に係る 接続料等の加重平均比率は、IP網への移行が 計画的・段階的に進められていることを踏ま え、実際に予定されている移行工程・スケジュ ールから予測される年度毎のトラヒック移行 割合に基づき定めることが適当と考えます。 ○ また、接続に関わる事業者にとっては、当該 加重平均比率を含む接続料等の算定方法があ らかじめ定められていることが重要であるこ とから、当該加重平均比率は、御指摘のとおり、 今後の制度整備の中で、次期接続料算定方法の 適用期間開始前までに、当該全期間分をあらか じめ定めることが適当と考えます。	無
意見38 ● 「LRIC」と「長期増分費用」が同一であることがわかりづらいため、 配慮した記載とすべきと感じる。	考え方38	
O LRICという単語と長期増分費用という単語とが同一であることが門外漢には判りづらいため、これに配慮した記載方法の変更が必要であると感じる。 【個人③】	〇 御指摘の点については、「長期増分費用方式」 の記載が初出となる3ページにおいて、「長期 増分費用方式(LRIC方式)」と記載していま す。	無
(2) 第9次IP-LRICモデルにおける加入者回線の取扱い		
意見39 ● 接続料が低廉化しない等の状況が生じる場合には、速やかに加入者回線を 光回線に置き換えて算定することについて検討を進めることが必要。	考え方39	
○ 第9次IP-LRICモデルでは、加入者回線についてメタル回線を光回線に置き換えることが可能となっていますが、本答申案に記載のとおり、現に加入電話の加入者回線がメタル回線で構築されていることや、メタル回線の維持限界の時期が明らかでないこと等により、メタル回線を前提に接続料が算定さ	〇 御指摘のとおり、第9次IP-LRICモデルの適用に当たり、IP網への移行期間中から 直ちに光回線への置き換えを行うことは現実 的ではなく、次期接続料算定方法の適用期間に	無

意見	考え方	修正の 有無
れることになります。この点に関して、本答申案ではさらに「光回線への置	おいては、まずは実際に設置されている回線種	
き換えについては、今後のメタル回線維持に係るNTT東日本・西日本の対応	別(メタル回線)に基づき接続料を算定するこ	
や接続料の動向等を注視しつつ、仮に置き換えを行った場合のユニバーサル	とが妥当と考えます。	
サービス制度の在り方等も含めて検討を継続することが適当」とされていま	〇 その上で、光回線への置き換えについては、	
すが、接続料が低廉化しない等の状況が生じる場合には、速やかに加入者回	今後のメタル回線維持に係るNTT東日本・西	
線を光回線に置き換えて算定することについて検討を進める必要があると	日本の対応や、御指摘の接続料の動向等を注視	
考えます。	しつつ、検討を継続することが適当と考えま	
【ソフトバンク株式会社】	す。	
意見40	考え方40	
● アクセス網にメタル回線を用いることとする最終答申(案)に賛同。		
○ アクセス網にメタル回線を用いた算出に賛同する。	〇 賛同の御意見として承ります。	無
【個人③】		7TK
(3) 第9次IP-LRICモデルによる公衆電話に係る機能及び緊急通報に係	る機能の費用算定	
意見41	考え方41	
● 第9次IP-LRICモデルでは、公衆電話及び緊急通報に各々具備すべ		
き機能が提示され、各機能の実装に必要な投資額等について具体の検討が進		
められており、モデル上で費用算定を行うことは可能な段階に達していると		
考えられるため、最終答申(案)に賛同。(同旨二者)		
〇 第9次IP-LRICモデルでは、公衆電話及び緊急通報に各々具備すべ	〇 賛同の御意見として承ります。	
き機能が提示され、各機能の実装に必要な投資額等について具体の検討が進		
められており、モデル上で費用算定を行うことは可能な段階に達していると		
考えられるため、最終答申(案)に賛同します。		
【KDDI株式会社】		
		無
〇 「第9次IP-LRICモデルでは、公衆電話及び緊急通報に各々具備すべき機能		
が提示され、各機能の実装に必要な投資額等について具体の検討が進められ		
ており、モデル上で費用算定を行うことは可能な段階に達していると考えら		
れる。したがって、IP網への移行期間中における第9次IP-LRICモデルの適用		
に当たり、公衆電話に係る機能及び緊急通報に係る機能の費用については、		

		W-T-0
意見	考え方	修正の 有無
同モデルに含まれるロジックを用いて算定することが適当である。」とする 本答申案に賛同致します。		
【ソフトバンク株式会社】		
(4) I P網への移行の進展を考慮した償却済み比率を用いた補正の適用		1
意見42 ■ 償却済み比率による補正は、LRIC方式の前提と相容れないものであり、取り止めるべきと考える。 ■ PSTNの費用算定では、IP網への移行の進展を考慮し、償却済み比率による補正を適用していることを踏まえれば、特に、移行後のIP網の費用算定においては、同様の補正を適用する必要はないと考える。	考え方42	
○ 償却済み比率による補正は、最新の需要に応じた設備を新たに構築するというLRIC方式の前提とは相容れない考え方によるものであり、取り止めるべきと考えます。 ○ PSTNの費用算定では、IP網への移行の進展を考慮し、償却済み比率による補正を適用していることを踏まえれば、特に、移行後のIP網の費用算定においては、同様の補正を適用する必要はないと考えます。 【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】	○ LRIC方式は、現時点で利用可能な最も低廉で効率的な設備と技術を前提として現在需要を賄う通信網を構築した場合の費用をモデル化して算定するものですが、IP網への移行期間中における第8次PSTN-LRICモデルの適用に当たり、償却済み比率による補正を行い、IP網への移行の進展という電気通信分野の環境変化を踏まえたモデルとすることは、接続料算定における適正性・公平性・透明性を確保する観点から妥当であると考えます。 ○ IP網への移行後におけるLRICモデルの適用に当たっての償却済み比率を用いた補正の要否については、IP網への移行後においても加入者交換機中の回線収容機能がメタル収容装置として活用されることから、当該装置の実際費用の推移等を注視しつつ、今後検討することが必要と考えます。	無
4.4.3.LRIC方式を適用する場合の入力値等について (1)通信量の取扱い		

意見	考え方	修正の 有無
意見43	考え方43	
● PSTN-LRICモデルとIP-LRICモデルを加重平均化するとい		
う方法を採用する場合は、切替前後の全トラヒックを用いることが論理的に		
妥当と考えられるため、最終答申(案) に賛同。		
○ 移行過程においては、本質的にはPSTN-POIとIP-POIの両方を	〇 賛同の御意見として承ります。	
有する1つの網に対して全トラヒックを適用することが適切ですが、実際に		
はそのようなLRICモデルが存在しないため、代替として、PSTN-L		
RICモデル・IP-LRICモデルを加重平均化するという方法を採用す		無
る場合は、切替前後の全トラヒックを用いることが論理的に妥当と考えられ		
るため、最終答申(案)に賛同します。		
【KDDI株式会社】		
(2)通信量の予測		
意見44	考え方44	
● IP網への移行期間においてはトラヒックの変動が大きく、通信量の予測		
が困難になることが想定されることから、「前年度下期と当年度上期」の通		
信量を通年化したものを予測してモデルへの入力値とすることが適当とす		
る最終答申(案)に賛同。(同旨二者)		
○ IP網への移行期間に当たる次期接続料算定方法の適用期間においては、	〇 賛同の御意見として承ります。	
マイライン等のサービスが廃止されるとともに、PSTNからIP網への接		
続ルート切替が順次実施されることから、通信量の予測は、これらの影響も		
踏まえて適切な方法により行われる必要があり、本最終答申(案) に賛同し		
ます。		
【KDDI株式会社】		無
		7115
○ IP網への移行過程においてはマイライン廃止といったサービス移行等に		
伴うトラヒックの変動が大きく、通信量の予測が困難になることが想定され		
ます。また予測の適用期間については従前から変更する必要性もないことか		
ら「通信量の予測期間が令和3年度まで採用してきた予測期間を超えること		
は適当ではなく、次期接続料算定方法の適用期間においても、令和3年度ま		

考え方	修正の 有無
考え方45	
〇 次期接続料算定方法の適用期間はIP網への移行過程に当たり、当該期間においては、マイライン等のサービスが廃止されるとともに、PSTNからIP網への接続ルート切替が順次実施されることから、通信量の予測方法が令和3年度までに比べて複雑化することとなります。したがって、当該期間において、通信量の予測期間が令和3年度まで採用してきた予測期間を超えることは適当ではなく、令和3年度までに引き続き、「前年度下期と当年度上期の通信量を通年化したもの」を予測してモデルへの入力値とすることが適当と考えます。	無
考え方46	
〇 賛同の御意見として承ります。	無
	考え方45 ○ 次期接続料算定方法の適用期間は I P網への移行過程に当たり、当該期間においては、マイライン等のサービスが廃止されるとともに、PSTNから I P網への接続ルート切替が順次実施されることから、通信量の予測方法が令和3年度までに比べて複雑化すること、通信量の予測期間が令和3年度まで採用してきた予測期間を超えることは適当ではなく、令和3年度までに引き続き、「前年度下期と当年度上期の通信量を通年化したもの」を予測してモデルへの入力値とすることが適当と考えます。

意見	考え方	修正の 有無
● 引き続き加入電話の競争環境は継続すると考えられるため、価格圧搾のお それへの対応は今後も必要。その検証について、「接続料と利用者料金の関 係の検証に関する指針」に基づいて実施することは適切。		
○ 本答申案に記載されているとおり、「加入電話について、契約数の減少が継続しているものの、現時点でも約1,604万契約が存在しており、加えて、NTT東日本・西日本以外の事業者による固定電話サービスも提供されている。また、加入電話から移行するメタルIP電話については、メタル収容装置等を用いて、現在の加入電話と同等又は安価な料金でのサービス提供が予定されている。」という状況であり、引き続き競争環境は継続すると考えられます。 ○ 従って、価格圧搾のおそれへの対応は今後も必要であり、その検証について「接続料の算定等に関する研究会」の議論等を踏まえて整理された「接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」(平成30年2月総務省)に基づいて実施することは適切であると考えます。	○ 賛同の御意見として承ります。	無
意見48 ● 既に競争のない固定電話市場において、不当な競争・価格圧搾による競争 阻害は発生しないと考える。固定電話におけるスタックテストの継続要否に ついて検討が必要。	考え方48	
〇 他事業者も固定電話事業から撤退・縮退する等、既に競争のない固定電話市場において、不当な競争・価格圧搾による競争阻害は発生しないものと考えます。また、音声単独以外のサービスへの移行が進み、「サービスの需要が減退」していることから、固定電話におけるスタックテストの継続要否について検討が必要と考えます。 【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】	O 加入電話について、契約数の減少が継続しているものの、現時点でも約1,604万契約が存在しており、加えて、NTT東日本・西日本以外の事業者による固定電話サービスも提供されています。また、加入電話から移行するメタルIP電話については、メタル収容装置等を用いて、現在の加入電話と同等又は安価な料金でのサービス提供が予定されています。これらの点を踏まえると、現時点、市場における加入電話の需要が十分縮退したとは言えず、また、事業者間の競争が継続しており、次期接続料算定方	無

意見	考え方	修正の 有無
	法の適用期間においても、加入電話の通話料に	
	ついて、価格圧搾のおそれの検証等を実施する	
	ことが必要と考えます。	
4.4.5.NTSコストの扱いについて		
意見49	考え方49	
● モデル上、接続料原価に算入されるNTSコストが減少しても、実際費用		
としてのNTSコストに変化はなく、また、ユーザ料金の値上げ等は容易で		
ないこと等から、ユニバーサルサービス交付金制度の補填対象額の算定方法		
も含め、固定電話の維持に係るコストの扱いについて議論することが必要。		
○ モデル上、接続料原価に算入されるNTSコストが減少しても、既存のメタ	〇 NTSコストは基本料の費用範囲の中で回	
ル回線や加入者交換機(メタル収容装置)等は活用され続け、実績費用のNTS	収することが原則であり、次期接続料算定方法	
コストは変わるものではないこと、また、直ちにユニバーサルサービス基金	の適用期間においては、第8次PSTN-LR	
制度の見直しやユーザ料金値上げを行うことは容易ではないことから、改め	ICモデルによる接続料の算定に際しては、	
てユニバーサルサービス交付金制度の補填対象額の算定方法も含め、固定電	「き線点RT-GC間伝送路コスト」は、引き続	
話の維持に係るコストの扱いについて議論する必要があると考えます。	き、接続料原価にその100%を算入することが	
【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】	やむを得ないものの、第9次IP-LRICモ	
	デルによる接続料の算定に際しては、NTSコ	_
	ストの接続料原価への算入は行わないことが	無
	適当と考えます。	
	O IP網への移行後の接続料算定でのNTS	
	コストの扱い、また次期接続料算定方法の適用	
	期間以降のユニバーサルサービス制度におけ	
	る補填対象額算定でのNTSコストの扱いに	
	ついては、NTSコストは基本料の費用範囲の	
	中で回収することが原則であることも踏まえ	
± = = 0	つつ、今後検討することが必要と考えます。	
意見50	考え方50	
● NTSコストは本来基本料金で回収すべきであり、今後も慎重な議論を重		
ねることが必要。		

意見	考え方	修正の 有無
○ NTSコストは本来、基本料金で回収すべきで網使用料には入れないことが 原則であることから、今後も慎重な議論を重ねる必要がものと考えます。 【楽天モバイル株式会社】	○ 御指摘のとおり、NTSコストは基本料の費用範囲の中で回収することが原則であり、次期接続料算定方法の適用期間においては、第8次PSTN-LRICモデルによる接続料の算定に際しては、「き線点RT-GC間伝送路コスト」は、引き続き、接続料原価にその100%を算入することがやむを得ないものの、第9次IP-LRICモデルによる接続料の算定に際しては、NTSコストの接続料原価への算入は行わないことが適当と考えます。 ○ IP網への移行後の接続料算定でのNTSコストの扱いについては、NTSコストは基本料の費用範囲の中で回収することが原則であることも踏まえつつ、今後検討することが必要と考えます。	無
4.4.6.東西均一接続料の扱いについて		1
意見51 ● NTT東日本とNTT西日本は別会社である以上、接続料は異なることが妥当。 ● 仮に同一にするとしても、西日本の金額を基準として精算し、東日本が余分に受け取る額についてはユニバーサルサービス料として赤字の補填に用いることが妥当。	考え方51	
○ ひかり電話とメタルIP電話との組み合わせと違い、NTTの東西は別事業者として存在している以上、接続料が異なる額となるのが妥当。仮に接続事業者の支払い単価が同一となるとしても、西日本の額を基準として生産し、東日本が本来の受け取りが必要な額よりも余計に受け取っている分に関してはユニバーサルサービス料として赤字の補填に用いるのが妥当であると考える。 【個人③】	〇 御指摘のとおり、NTT東日本とNTT西日本の接続料は、個別に算定・設定されることが原則ですが、これまで、ユーザ料金の地域格差が生じることへの懸念から東西均一接続料の維持に係る社会的要請があるとして、NTT東日本とNTT西日本の接続料について、両社の接続料原価、通信量等を各々合算して算定し、	無

意見	考え方	修正の 有無
	同額とする扱いが採られてきました。	
	〇 次期接続料算定方法の適用期間においても、	
	東西別接続料の試算結果における東西格差は	
	依然として大きく、東西別接続料への是正は現	
	実的ではないと言わざるを得ないと考えます。	
	〇 また、次期接続料算定方法の適用期間におけ	
	る東西均一接続料は、能率的な経営の下におけ	
	る適正な原価に適正な利潤を加えたものとす	
	る観点から、NTT西日本の接続料原価、通信	
	量等を基準とするのではなく、引き続き、NT	
	T東日本とNTT西日本の接続料原価、通信量	
	等を各々合算して算定することが適当と考え	
	ます。	
	〇 今後、IP網への移行完了後の接続料算定方	
	法の導入を見据え、接続料が本来は東西別で設	
	定されるべきものであることを念頭に、東西別	
	接続料への是正について検討を行っていく必	
	要があると考えます。	

・第3章 IP網への移行を踏まえた接続制度の在り方

意見	考え方	修正の 有無
4. 1. 第一種指定電気通信設備制度を適用する事業者の範囲 (1)単位指定区域について		
意見52 ● 単位指定区域について、東日本・西日本の範囲で占有率を算定すること、 県域で算定する余地を残すことに賛同。(同旨五者)	考え方52	
〇 実態を鑑みれば東日本・西日本の範囲で算定するのが適当と考えられるため、最終答申(案)に賛同します。 【KDDI株式会社】	〇 賛同の御意見として承ります。	
○ 「現在のNTT東日本・西日本のネットワークや接続の実態等を踏まえると、東日本・西日本の範囲で占有率を算定することが適当」とする本答申案の考えに賛同致します。 ○ IP網移行に伴い都道府県単位の接続から東西2箇所の接続へ移行していくことや、東西2箇所を接続点とするインターネット通信サービス(IPoE)の普及等の環境変化を踏まえると、第一種指定電気通信設備事業者を決定するための加入者回線の占有率を算定する範囲である単位指定区域について、東日本・西日本の範囲で算定することが適当とする本答申案の内容は合理性があると考えます。 【ソフトバンク株式会社】		無
○ 当協会が昨年11月に情報通信審議会電気通信事業政策部会第49回接続政策委員会で主張しましたが、現在のNTT東日本・西日本のネットワークや接続の実態等を踏まえると、東日本・西日本の範囲で占有率を算定することが適当、という内容に賛同します。		

意見	考え方	修正の 有無
が都道府県単位ではなくなってきていることを踏まえると、加入者回線の占有率を算定する範囲(単位指定区域)について見直すことが望ましいと考えます。		
〇 現行の指定事業者であるNTT東・西の業務区域やIP網移行後のネットワーク構成等を勘案すると、東日本・西日本の範囲で占有率を算定することが適当と考えられますので賛同いたします。		
【株式会社オプテージ】		
〇 指定の基準を東日本・西日本の広域に広げつつも、県域で指定できうる余 地を残すことに賛同する。		
【個人③】		
 意見53 ■ 局地的にボトルネック性を有するアクセス回線を持つ事業者が生じる場合も考えられるため、占有率の算定は少なくとも都道府県単位で行うべき。 ● アクセス回線と当該アクセス回線を収容する上位のネットワークはアンバンドル規制によって分離されている以上、上位のネットワークの設備構成や接続形態によって、アクセス回線のボトルネック性の有無を判定する範囲や基準を変えることにはならない。また、特定事業者の設備を指定設備とすることを予め意図し、当該事業者の業務区域や設備構成を前提とした基準を定めることは適当ではない。 	考え方53	
 ○ 特定地域でアクセス回線を占有する事業者がいれば、そのアクセス回線は当該エリアでボトルネックになり得るため、占有率の算定は少なくとも都道府県単位で行うことが望ましいと考えます。 ○ 一方で、答申案では、「現在のNTT東日本・西日本のネットワークや接続の実態等を踏まえると、東日本・西日本の範囲で占有率を算定することが適当」とされていますが、アクセス回線と当該アクセス回線を収容する上位のネットワークはアンバンドル規制によって分離されている以上、上位のネットワークの設備構成や接続形態によって、アクセス回線のボトルネック性の有無を判定する範囲や基準を変えることにはならないと考えます。また、 	○ 御意見の「特定地域でアクセス回線を占有する事業者がいれば、そのアクセス回線は当該エリアでボトルネックになり得る」点も踏まえ、本答申案においても「東日本・西日本での算定を基本としながらも、都道府県単位等により算定する余地も残しておくことが適当」としております。 ○ 第一種指定電気通信設備制度は、「他の電気通信事業者との接続が利用者の利便の向上及	無

意見	考え方	修正の 有無
特定の事業者の設備を指定設備とすることを予め意図し、当該事業者の業務	び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠く	
区域や設備構成を前提とした基準を定めることは適当ではないと考えます。	ことができない電気通信設備」(電気通信事業	
【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】	法第33条第1項)について、他の電気通信事業	
	者との円滑な接続を確保するために所要の規	
	律を設けているものです。このため、これまで	
	も、事業者の設備構成(ネットワーク構成、接	
	続点)や利用者のサービス利用状況、市場にお	
	ける競争状況等を踏まえながら、交渉上の優位	
	性を持つ事業者の範囲や不可欠設備の範囲を	
	判断してきたところであり、御意見にあるよう	
	な「上位のネットワークの設備構成や接続形	
	態」が変化することによって、他の電気通信事	
	業者から見た接続点や利用者へのサービスの	
	提供形態などが変われば、他の電気通信事業者	
	との円滑な接続が不可欠か否か(ボトルネック	
	性)について判断する範囲や基準についても、	
	改めて検討し、判断する必要があると考えま	
	す。	
	○ 御意見では、アンバンドル規制の存在を根拠	
	として、アクセス回線のボトルネック性の判断	
	基準等を変えることにならない旨を主張され	
	ておられますが、アンバンドル規制は、不可欠	
	性が認められた設備や機能について、競争の促	
	進及び相互接続の推進の観点から、他事業者が	
	必要なもののみを細分化して使用できるよう	
	にするために行うものに過ぎず、不可欠な設備	
	として指定される一種指定設備については、	
	「加入者回線及びこれと一体として設置され	
	る設備」(同項)と規定されているとおり、アク	

意見	考え方	修正の 有無
	セスーク等のは、	
	ものではありません。	
(2)加入者回線の占有率の考え方について		
意見54 ■ IP網への移行の機会を捉えた占有率の基準値の見直しは不要であると	考え方54	

意見	考え方	修正の 有無
いう考え、加入者回線を光回線とメタル回線に分けずに算定することに賛同。 (同旨三者)		
○ 左記の最終答申(案)に賛同します(事務局注:最終答申(案)中「加入者回線の占有率の基準の見直しについては、委員及びヒアリングを行った全ての事業者から、現在の50%超という割合を見直すべきとの意見はなかったところであり、IP網への移行による、ネットワークや接続の実態の変化等からも、直ちにその点の見直しが求められる状況とは考えがたいことから、IP網への移行の機会を捉えた見直しは不要であると考えられる。」に対する賛同意見。)	○ 賛同の御意見として承ります。	
〇 制度導入当時の基準である過半数(50%)を超えている場合、交渉上優位な立場に立つ状況は依然としてかわっておらず、また独占禁止法の「独占的状態」の基準値も変わらず50%超であることから、占有率の基準値の見直しは不要とすることに賛同いたします。 【株式会社オプテージ】		無
〇 メタルIP電話と光IP電話とを統合する観点から、電話サービスに限って論じるのであれば光回線とメタル回線とに分けて算出しない (一体として算出する)ことに賛同する。 【個人③】		
意見55	考え方55	

意見	考え方	修正の 有無
すことにはならない。		
〇 第一種指定電気通信設備制度は設備に係る規制である以上、アクセス回線	○ アクセス回線の占有率の算定については、I	
の種別に着目するべきであり、アクセス回線の占有率の算定にあたっては、	P網への移行によるネットワークや接続の実	
異なる設備であるメタルと光はそれぞれに占有率を算定し、各々においてボ	態の変化等を踏まえ、接続政策委員会にて議論	
トルネック性の有無を判断すべきと考えます。	を行った結果、本答申案にもあるとおり、「IP	
〇 答申案では、「IP網への移行により、これまで以上にメタル回線を足回り	網への移行により、これまで以上にメタル回線	
としたメタルIP電話と、光回線を足回りとした光IP電話がNGNを統合的に利	を足回りとしたメタルIP電話と、光回線を足	
用し、接続点として同じPOIを利用することになる中において、両者を分け	回りとした光IP電話がNGNを統合的に利	
て交渉上の優位性を判定する合理性はこれまで以上に低下している」とされ	用し、接続点として同じPOIを利用すること	無
ていますが、前述のとおり、アクセス回線と当該アクセス回線を収容する上	になる中において、両者を分けて交渉上の優位	
位のネットワークはアンバンドル規制によって分離されている以上、上位の	性を判定する合理性はこれまで以上に低下し	
ネットワークの設備構成や接続形態によって、アクセス回線のボトルネック	ている」としているところです。	
性の有無を判定する範囲や基準を変えることにはならないため、IP網への移	〇 また、御意見内のアンバンドルに対する考え	
行により両者を一体としてボトルネック性の有無を判断する必要性が増す	方は、考え方53のとおりです。	
ことにはならないと考えます。		
【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】		
4. 2. 第一種指定電気通信設備制度の適用対象となる設備の範囲		
(1)基本的な考え方について		
(2) 県間通信用設備等について		
意見56	考え方56	
● 指定設備規制は、他事業者の事業運営における当該設備の「不可避性」の		
観点から規制適用の要否を判断してきたものである。このため、接続料の算		
定等に関する研究会で当社が主張してきたとおり、改めて、他社県間サービ		
スとの料金比較や、単県POIの設置に係る動向等を踏まえ、当該設備の「不		
可避性」を回避するための経済的複製可能性について検討してもらいたい。		
〇 指定設備規制は、他事業者の事業運営上不可欠な設備(ボトルネック設備)	〇 IPoE接続のボトルネック性については、	
に対して課せられる設備規制であり、通信市場の競争促進を目的とする競争	NTT東日本・西日本も含めた各事業者からの	無
政策の一環として設けられたものであり、「不可避性」(他の手段を選択可能	ヒアリングも踏まえ、経済的複製可能性を含	////
か(自前構築、他社調達等))の観点から規制適用の要否について検討が行	め、接続政策委員会において議論した結果、本	

われてきたものと考えます。

〇 当社は、今回の接続政策委員会の議論に先立ち、接続料研究会において、これまで県間設備の利用が不可避なのであればそれは加入者回線と一体として設置される設備になるとの考えから、県間設備に係る「不可避性(及び不可避性を回避するための経済的複製可能性)の有無」について議論を積み重ねてきたところであり、その際、当社より、当社県間と他社県間サービスの料金比較を行い、経済的な複製可能性の存在についてお示しました(2019年12月3日 第27回研究会当社プレゼン資料参照)。

意見

- 加えて、直近の動向として、当社は、全ての府県における単県POI接続に 係る接続申込みを受領しており、2021年下期以降、順次POIの開設を行う予 定です。【西日本のみ】
- 加えて、直近の動向として、当社は、2021年4月より、県間接続料について 全国POIを利用するものは▲20%、ブロックPOIを利用するものは▲50%の引 下げを行っています。また、事業者要望に応じて今後も単県POIの増設を行 う予定であり、具体的には2023年1月以降に2箇所、2025年4月以降に4箇所の 単県POIを新たに設置する予定です。【東日本のみ】
- 本答申案では、「NTT東日本・西日本の県間通信用設備について、これを使わずにIPoE接続を行う接続事業者がいない点」や「IPoE接続を行う接続事業者に現在利用されている県間接続料金がコストの変動に関わらず設定以来変更されていない点」等の状況から類推し、当社の県間設備に経済的な複製可能性はなく不可避性を有すると結論付けられていますが、前述の当社よりお示しした料金比較が示すとおり、当社の県間設備より低廉な料金で他社県間サービスを利用することが可能であれば、都道府県ごとの単県POIの設置により当社の県間設備に係る不可避性は解消されることから、当社県間設備を指定設備とする必要はないと考えます。少なくとも、当社としては、上記の直近動向を踏まえつつ、改めて定量的な評価・検証を行った上で、経済的複製可能性の有無について検討を頂きたいと考えます。
- その際、当社の提示したデータだけでは経済的複製可能性の有無について 確認できないというのであれば、県間サービスを提供する他事業者にもデー

答申案にもあるとおり「NTT東日本・西日本の県間通信用設備を使わずに、他の事業者の県間通信用設備を用いることは、経済的複製可能性の観点から、現時点では困難であると考えられる。このため、IPoE接続に係るNTT東日本・西日本の県間通信用設備は加入者回線の利用に当たり不可避的に利用される設備となり不可避的に利用される設備となり不可避的に利用される設備となりでいると考えられ」るため、「IPoE接続の県間通信用設備については、加入者回線との一体性を認め、ボトルネック性を有する設備として、制度による規律の対象とすることを前提に検討することが適当」としているところです。

- 一方で、本答申案において、仮にこのような 規律を導入した場合でも、「県間通信用設備の 不可避性の変化が明確に認められる場合には、 必要に応じて、見直しを検討することが適当」 としているところです。
- 〇 御意見中、NTT西日本の直近の動向として、「全ての府県における単県POI接続に係る接続申込みを受領しており、2021年下期以降、順次POIの開設を行う予定」とされていますが、本答申案にもあるとおり、IPoE接続における単県POIは、「全国でのサービス提供を前提にトラヒックを分散させることを目的としたものであり、」「仮に特定の県の利用者のみにサービス提供を行うために網改造を行う場合には、エリア全域へのサービス提供を行うための県間接続料以上の網改造料が必要

意見	考え方	修正の 有無
タ等の提示を求める必要があると考えます。	となる」ため、「IPoE接続について単に県に	
O なお、「前述した特定県域向けにサービス提供を行えない接続形態やネッ	POIの増設を行うのみで、県間通信用設備の	
トワークの実態」について、当社の県間設備が不可避性を有する理由の一つ	不可避性が解消されるものではないと考える	
に挙げられていますが、当社の県間設備より低廉な料金で他社県間サービス	ことが適当」としているところであり、御意見	
を利用することが可能であれば、IPoE接続にあたり全てのエリアにサービス	にある単県POIの増設を行ったことのみで	
提供を行うことが必要であっても、接続事業者は他社県間サービスを利用す	不可避性の変化が明確に認められるものでは	
ればよく、当社の県間設備に不可避性が生じることにはならないと考えま	ありません。	
す。	〇 また、NTT東日本の直近の動向として、	
【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】	2021年4月から県間接続料の引下げを行って	
	いるとのことですが、第53回接続政策委員会	
	(令和3年3月2日)の論点整理において「I	
	PoE接続を行う接続事業者に現在利用され	
	ている県間接続料金がコストの変動に関わら	
	ず設定以来変更されていない点」が指摘される	
	までは当該県間接続料は長期にわたり一定で	
	あり、今般の引下げが不可避性の変化に起因し	
	て実施されたと考えることは困難であると考	
	えます。	
	〇 そのため、県間通信用設備の不可避性の変化	
	が明確に認められる状況にあるとは考えられ	
	ず、引き続き答申案のとおり、制度による規律	
	の対象とすることを前提に検討することが適	
	当であると考えます。	
(1)基本的な考え方について		
意見57	考え方57	
● ネットワーク構成や接続の実態に合わせて、指定対象となる範囲を見直す		
考えに賛同。		
● IP網移行後においても、地域事業者等から都道府県単位や地域ブロック		
単位での接続の需要があることにも留意し、実際の接続では、地域事業者の		

意見	考え方	修正の 有無
意見にも柔軟に対応することが必要。		
○ 利用者のサービスが電話からインターネットへ移行されている実態、及び	〇 賛同の御意見として承ります。	
ネットワークのIP網への移行が今後さらに進むことを踏まえると、ネットワ	〇 円滑な接続が可能となるよう、NTT東日	
一ク構成や接続の実態に合わせて、指定対象となる範囲を見直す考えに賛同	本・西日本を含む全ての事業者において、接続	
いたします。	事業者の要望等を踏まえて対応することが適	
〇 なおIP網移行後のネットワーク構成は原則東京と大阪の2か所に接続点	当であると考えます。	無
(POI) が設けられますが、地域事業者等から都道府県単位や地域ブロック		7110
単位での接続のニーズがあることにも留意が必要であり、地域事業者の声が		
軽視されないよう実際の接続にあたっては、柔軟に対応することが必要と考		
えます。		
【株式会社オプテージ】		
意見58	考え方58	
● 指定の対象となる設備の範囲の検討においては、ネットワークの効率的な		
利用を前提に、実態に即してボトルネック性の有無を検討すべき。		
○ 指定の対象となる設備の範囲については、現在のネットワークや接続の実	〇 御意見のとおり、接続政策委員会において	
態等に合わせて見直しを行うべきであり、ネットワークを効率的に利用する	は、現在のネットワークや接続の実態等に合わ	
ことを前提にどのような設備にボトルネック性が生じるのかを実態に合わ	せて、指定の対象となる設備の範囲の見直しの	無
せて検討すべきと考えます。	ための議論を行ってきたところであり、賛同の	
【楽天モバイル株式会社】	御意見として承ります。	
(2) 県間通信用設備等について		
意見59	考え方59	
● IP音声接続及びIPoE接続の県間通信用設備について、他社設備も含		
めて一体的に規律することが適切であるという考えに賛同。(同旨五者)		
〇 県間通信用設備のうち、接続事業者による利用の不可避性が高いものにつ	〇 賛同の御意見として承ります。	
いては、第一種指定電気通信設備制度を適用する、あるいは同制度と同等の		
規律を課す必要があり、他社設備も含めて一体的に規律することが適切と考		無
えます。よって、IP網移行後の音声接続及びIPoE接続の県間通信用設		\u00e4
備がこれに該当するとした最終答申(案)に賛同します。		
【KDDI株式会社】		

意見	考え方	修正の 有無
〇 ネットワーク構成における経済的合理性の観点から、事業者間での合意のもと、IP網移行後の電話サービスやインターネット通信サービス(IPoE接続)においては東西2箇所等に集約して接続することが基本となっており、この接続を実現する上でNTT東西殿の県間通信用設備は不可避的に利用することになります。従ってIP音声接続及びIPoE接続の県間通信用設備について加入者回線との一体性を認めて制度による規律の対象とすることを前提に検討することは適切であると考えます。		
〇 当協会が昨年11月に情報通信審議会電気通信事業政策部会第49回接続政策委員会で主張しました通り、IPoE接続に係るNTT東日本・西日本の県間通信用設備は加入者回線及びそれと一体として利用される県内設備の利用に当たり不可避的に利用される設備であり、市場での競争が機能しておらず価格が高止まりしている状況を踏まえると、ボトルネック性を有する設備として、制度による規律の対象とすることを前提に検討することが適当という内容に賛同します。 【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】		
〇 県間通信設備においては、他事業者からの借入設備であっても、それがサービスを提供するうえで一体的に利用するものであれば、接続料原価においても一体的に捉える事が自然であると考えることから賛同いたします。 【楽天モバイル株式会社】		
O 接続メニューの実態に応じて指定の対象としていくことに賛同する。 【個人③】		
意見60 ● 当社の県間通信用設備は、活用業務の実施要件を踏まえ、公募により他社 から調達しているため、調達の公平性や適正性は担保されている。	考え方60	

意見	考え方	修正の 有無
 ○ 活用業務の実施要件を踏まえ、当社は公募により県間通信用設備を他社から調達しており、当該の手続きにより調達の公平性や適正性は担保されているものと考えます。 【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】 	○ 本答申案には、	無
意見61 ● PPPoE接続及びIP網移行前の音声接続では、県間通信用設備の利用	考え方61	

意見	考え方	修正の 有無
に不可避性はないため、一種指定電気通信設備制度は適用すべきでない。 ■ IPoE接続におけるBE県間接続は、NTT東日本・西日本において、 料金・サービスの見直しの意向があるため、トラヒックの推移や単県POI の増加状況等を踏まえ、改めて指定設備規制の適用の是非を検討する必要が ある。		
○ まずPPPoE接続、音声接続(IP網移行前)については、県間通信用設備の利用に不可避性は認められず、一種指定電気通信設備制度は適用すべきではないと考えます。音声通信(IP網移行後)については、県間通信用設備は不可避的に利用される状況になると認識しています。 ○ 次にIPOE接続については、接続料の算定等に関する研究会の第四次報告書では、県間通信のうち、BE県間接続については「通常は制度による対応が必要である」とした上で、「今後のトラヒックの推移、単県POIの増加対応状況、PPPoE方式の円滑な接続状況を注視の上で、制度対応について具体的に検討することが適切」とされています。またNTT東西殿からは料金・サービスの見直しをするといった意向があったものと認識していますので、これらの状況を踏まえ、改めて指定設備制度の対象とするか否かについて、検討する必要があるのではないかと考えます。 【株式会社オプテージ】	○ PPの	無

意見	考え方	修正の 有無
意見62	る規律の対象とすることを前提に検討することが適当」としているところです。 〇 一方で、本答申案において、仮にこのような規律を導入した場合でも、「県間通信用設備の不可避性の変化が明確に認められる場合には、必要に応じて、見直しを検討することが適当」としているところです。 〇 今般、NTT東日本・西日本において、県間接続料の引下げや単県POIの増設の動きがありますが、考え方56で示したとおり、県間通信用設備の不可避性の変化が明確に認められる状況にあるとは考えられず、引き続き答申案のとおり、制度による規律の対象とすることを前提に検討することが適当であると考えます。	
 NTT東日本・西日本が他社設備を利用している場合については、自己設置設備とは異なるため、適正原価・適正利潤といった考え方が当てはまるかも含めて慎重な検討が必要。 ネットワークの仮想化の進展等、他社設備利用の拡大が想定されることから、今後のネットワーク動向にも留意が必要。 		
 ○ 他社設備を利用している場合は、NTT東西殿による他社からのサービス調達となります。自己設置設備とはコスト構造の差異や品質担保面など、異なる部分があると思われるところ、適正原価・適正利潤といった考え方が当てはまるかを含め、慎重な検討が必要ではないかと考えます。 ○ またネットワークの仮想化の進展等により、将来的に、他社設備利用の拡大も想定されることから、今後のネットワーク動向等にも留意が必要ではないかと考えます。 【株式会社オプテージ】 	○ 本答申案において、「県間通信用設備についてボトルネック性を認め、規律する場合には、他社設備も含めて一体的に規律することが適切」であり、「自己設置の設備と他社設備利用に係るコストを一体的に接続料原価に算入(例えば、通信設備使用料等)して接続料を設定することが適切」としているところです。 ○ 他社設備利用に係るコストに関しては、御指摘のとおり、「接続料原価が適正なものとなっ	無

意見	考え方	修正の 有無
	ているかという観点からは、他社設備の調達が 競争的に行われるよう、調達の実施状況を把握 し、必要な場合には総務省においてルールの検 討等を行うべき」としているところです。	
	〇 また、今後のネットワーク動向等に関して も、御指摘のとおり、本答申案において、ネッ トワークの仮想化、クラウド等他社設備利用の	
	拡大、様々な形態の事業者間連携等が進んでいくことも踏まえた制度の在り方を検討していくことが重要としているところです。	
意見63 ● 今後のネットワークを見据えた制度の在り方について議論していくことが重要であるという考えに賛同。(同旨二者)	考え方63	
○ NTTが主導するIWON構想や、MNO各社が導入を進める5GSA方式等、今後のネットワークを見据え、ネットワーク構成や機能開放の考え方等について情報共有を図りながら、公正な設備競争が機能するよう今後の接続制度の在り方について議論していくことは重要と考えますので、多くの人の意見、知恵を集めて議論していくことは重要と考えます。	○ 本答申案において、「5 GがS A 方式に切り替わっていく中で、ネットワークの仮想化、スライシングの導入、クラウド等他社設備利用の拡大、様々な形態の事業者間連携等が進んでいくことも踏まえ、固定通信設備自体をハードとして指定するのではなく、機能そのものに着してでも検討していくことが重要となる。からではないでも、時代とともいても検討していくことが重要となる。ないでも検討していくことが重要となる。なり、より合理的、理想的なネットワークを作っていく中で、競争が機能するよう、より合理的・効率的なネットワークが構築されるよう、多くの人の意見、知恵を集めて、議論	無
意見64	していくことも重要となる。」としているところであり、賛同の御意見として承ります。 考え方64	

意見	考え方	修正の 有無
● ゲートウェイルータは第一種指定電気通信設備として今後指定が可能と なるよう、所要の制度対応を行うべきであるという考えに賛同。		
〇 左記の最終答申(案)に賛同します(事務局注:最終答申(案)中「ゲートウェイルータは第一種指定電気通信設備として今後指定が可能となるよう、所要の制度対応を行うべきである。」に対する賛同意見。)	〇 賛同の御意見として承ります。	無
【KDDI株式会社】		

その他

意見	考え方	修正の 有無
意見65	考え方65	
● 国際競争に敗れないよう、国内企業のネットワーク産業の支援が必要。		
〇 国際競争に破れ音声含むネットワーク事業を外国のサービスに取られな	〇 頂いた御意見については、参考として承りま	
いように、しっかりと国内産業を支援してほしい。	す。	無
【個人①】		
意見66	考え方66	
● 字句の統一や略語の定義等をすべき。		
〇 4ページの13行目「位置付け」と7ページの4行目「位置づけ」とは、	〇 御指摘を踏まえて表記の修正を行います。	
どちらかに字句を統一したほうがよいと思います。		
〇 4ページの5行目「2か所」と74ページの1行目「2カ所」とは、どち		
らかに字句を統一したほうがよいと思います。		
〇 7ページの9行目「当たり」と78ページの22行目「あたって」とは、		有
どちらかに字句を統一したほうがよいと思います。		
〇 70ページの18行目「独占禁止法」は、略称の定義の記載が必要と思い		
ます。		
【個人②】		